

創刊明治15年（1882年）1月

昭和4年2月9日第三種郵便物認可

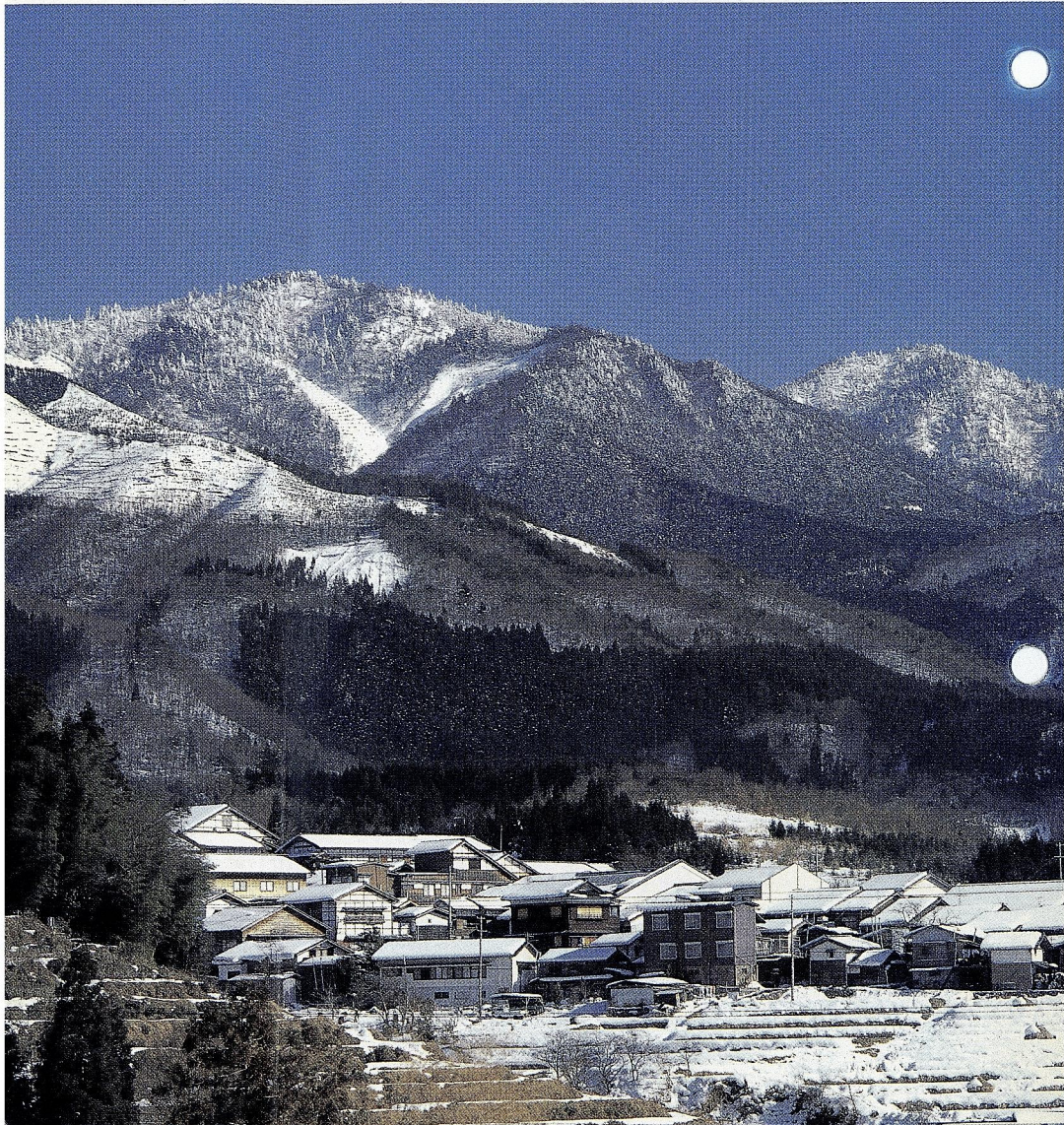
（毎月1回5日発行）

昭和62年2月5日発行

山 林

No. 1233 大日本山林会 1987

2





大日本山林会総裁
よしひと
 三笠宮宜仁親王殿下

山林

No. 1233
 1987年2月号目次

三笠宮宜仁親王殿下を 新総裁に奉戴するにあたって	竹原 秀雄	1
木材界の課題と住宅産業	小原 二郎	4
座談会 21世紀へ向けての林業経営(2) —我々の考え方と行動—		14
昭和62年度林野庁一般会計予算案の概要	中村 和範	24
昭和62年度国有林野事業特別会計予算案の概要	水本 澄雄	27
林業薬剤(農薬)の安全性について	柏 司	32
コルクガシの増殖法と新しい利用	福田 利雄	38
ユーゴスラビア散見	勝田 柁	43

林業動静年報 森林保全編

治山充実への胎動	中野 秀章	56
----------------	-------	----

緑の切手 木材の輸送(2)トラック	羽賀 正雄	47
森と人 ボルネオ鉄木の利用 —シラップ・ウリン—	渡辺 弘之	48
花木散歩 クロモジ	小林 義雄	50
山村歳時記 神を送る	須藤 功	52
山里紀行 私の中の山村のイメージ	内山 節	54
原点への目と耳 ヤマドリ	阿部 学	表紙3

図書紹介	13	林材界時報	62
歌会始「木」	23	農林記者室の窓	64
森林浴の森100選(6)	31	現地研修会のお知らせ	表紙4

三笠宮宜仁親王殿下を 新総裁に奉戴するにあたって

大日本山林会会長
竹 原 秀 雄

このたび、三笠宮宜仁親王殿下を大日本山林会の総裁に奉戴することのお許しを頂きたい旨のお願いを致したところ、直々に殿下のご快諾をえ、昭和六十二年一月十二日、評議員会及び臨時総会において奉戴を決しました。光栄これに過ぎることはなく、会員各位と共に感激ひとしおと存ずる次第であります。

本会は明治十五年一月に創立されて以来、当初から会頭または総裁に皇族を奉戴してまいっております。これは、林業が国土保全、産業発展、国民生活の安定など、国家の最も重要な基本事項に深く関わっているためであって、その振興発展に本会が尽力貢献するよう歴代の総裁よりご激励を賜ってきたものであります。

三笠宮宜仁親王殿下ご略歴

- | | |
|------------|---|
| 昭和23年2月11日 | 三笠宮崇仁親王第二男子としてご誕生 |
| 同 43年2月 | 大勲位（菊花大綬章）に叙せらる |
| 同 46年3月 | 学習院大学法学部ご卒業 |
| 同 46年6月 | 在キャンベラ・オーストラリア国立大学ご留学 |
| 同 48年11月 | オーストラリア国立大学大学院修了後ご帰国され、日本放送協会の会長室国際協力業務に従事せらる |
| 同 55年9月 | 日豪協会・日本ニュージーランド協会総裁にご就任 |
| 同 61年12月 | 大日本農会総裁にご就任 |
| 同 62年1月12日 | 大日本山林会総裁にご就任 |

創立当初から大正六年七月までは、伏見宮貞愛親王殿下を会頭（明治三十三年六月より総裁）に奉戴、続いて大正六年七月から昭和二十六年一月まで、梨本宮守正王殿下を奉戴、そして梨本総裁宮殿下の突然のご薨去後約四年の空白期間がありました。昭和二十九年十一月、高松宮宣仁親王殿下を総裁に奉戴して今日に到りました。この間、本会の主要行事である林業功労者及び全国林業経営推奨の顕彰行事や記念植樹行事などに親しくご臨席を頂き、会員一同にご激励を賜ってまいりました。ことに前総裁高松宮殿下には、戦後混乱の余燼未だ治まらぬ時以来三十二年間の永い間、林業関係者にご熱心なご激励とご指導を賜ってまいりましたが、このたびご高齢ご病気の故をもって総裁を退きたい旨のご沙汰がありました。このため、三笠宮宣仁親王殿下に総裁ご就任をお願い申し上げることとなった次第であります。このことの経過の間には、高松宮宣仁親王殿下の格別のご懇篤なご配慮があったことを特に申し添えておきます。

三笠宮宣仁親王殿下は、三笠宮崇仁親王殿下の第二男子として昭和二十三年二月十一日ご誕生、学習院大学で法学を専攻の後、オーストラリアの首都キャンベラに所在する国立大学に二年余ご留学、国際感覚に優れた少壮篤学の宮殿下であらせられます。総裁ご就任のお願いに参上致しました折、林業が大変な難局にあるとは聞いているが、林業にはまだ知識が浅

いのでこれから大いに勉強したい、との力強いお言葉がありました。

申すまでもなく、林業は国の礎でありながら、この三十年来の社会経済の急激な変化に伴い、極めて困難な局面に際会しています。この難局を切り開いて明るい展望が持てるようになるためには、長期にわたり、関係者一同が一丸となって創意工夫に努力し、一層励まなければならぬと存じます。この時にあたり、若き新総裁の宮殿下を奉戴し、大日本山林会の古き良き伝統を守りつつ、新しい眼を世界に馳せ、森林の育成と林業の振興に尽さなければならぬと決意を新たにす次第であります。

新総裁の宮殿下を奉戴するにあたり、今後のご指導をお願い申し上げ、決意の一端を述べますと共に、前総裁高松宮殿下の積年のご鞭撻に対し、会員各位と共に衷心より御礼を申し上げます、ご病氣ご平癒の日の一日も早からんことを、謹んで祈念致す次第であります。

（昭和六十二年一月十二日）

木材界の課題と住宅産業

小 原 二 郎

一 住宅政策と住政策

木材市況は今かつてない苦境にあるというが、最大の消費対象は住宅産業であるから、それとの関連で現在当面する課題について私見を述べたいと思う。住宅産業はかつては最も有望なテーマであった。だが昭和四十八年の一九〇万戸建設をピークに漸減の傾向をたどり、五十八年には一一三万戸にまで激減した。巷間では百万戸位まで下がることを懸念する声さえ聞かれたが、幸いにして六十一年には一三五万戸にまで増加した。過去二〇年あまりの間に、住宅の不足は解消されて、五十八年度の調査では、住宅数は世帯数よりも一割多

いという結果が出ている。この数字の中には劣悪で使用に耐えないものも含まれているが、概して言えば、日本はじつて以来の豊かな国民生活の水準に達したことを意味する。とすれば住宅建設の面では、かつてのような活気が失せたのも当然といえるかも知れない。だが木材の消費を、新築住宅のみに頼っていたのでは新しい拡大は望み難いであろう。以下、私は住宅空間産業の分野への進出というテーマで、私なりの意見を述べてみたいと思う。それにはまず住宅産業の動向を書く必要があるが、そのことは通産省が五十七年秋にまとめた「住宅産業の長期ビジョン」の報告書の要旨を紹介したほうがわかりやすいので、それを参考にして説明する。

ご承知のようにわが国の住宅産業は過去三〇年ほどの間に急成長をとげ、いまや国際的にもトップクラスの評価を受けるようになった。それにもかかわらず、なぜいまごろ通産大臣が「今後の住宅産業と施策のあり方」を諮問したのか、という疑問を持たれる方もあろう。その理由は二つあった。

一つは景気対策である。最近貿易摩擦がおこって内需をおこさなくてはならない。それには裾野の最も広い住宅産業がよい、というきわめて明快な理由である。

もう一つは、日本はまだ当分の間は経済的に有利な条件にあって金の心配はない。だがあと十数年を経て二一世紀になったときは、世界一の高齢化社会になる。食と衣とは世界で最も豊かな国になったが、住宅事情は遅れている。そこで高齢化に入る前に国家百年の計として二二世紀を迎えるまでの間に、住宅環境をよくしなければならぬ。そのための対策を求めようというのが二番目の理由であった。その答申としてまとめられたのが前記の報告書であるが、その書き出しのところには「転換期を迎えた住宅産業」と書いてある。いささか古くなったが、大事なことだと思つるのでその要旨を紹介しよう。

そこには住宅政策は住政策として見直すべきだという反省が書いてある。その意味は、これまでは良い住宅を作って与えれば、誰でも幸福になれるという発想で住宅政策が進めら

れてきた。だがよく考えてみると、よい住宅を作ること、豊かで充実した生活ができることは、実は別な問題ではないか、という矛盾に気がついたという意味である。そのことは音楽を例にして説明するとよくわかる。いままでは名器をつくって与えさえすれば、誰でも名曲が弾けるといふ発想であった。だが名器をつくることと、名曲を弾くこととは実は別な問題ではないか。

そこでまずはじめに住まい文化という哲学を確立しなければならぬ。その中のソフトの面が住政策で、ハードの面が住宅政策と考えるのが正しい。これまでの住宅政策にはその前提としての住まい文化が欠けていた、という反省が書かれている。つまり大きいことは必ずしも良いことではないし、豊かなことは幸福を約束するとは限らない。まず住まい方をいかにすべきかを考えて、それに合うように住宅の質の向上を考え直さないと、恵まれすぎた条件が却って裏目に出るおそれもある、ということである。

二 住宅とは何か

景気浮揚の対策として住宅産業がとりあげられた事情は前述したが、そのためには一三〇万戸を建てなければならぬ。ところが当時の見込みでは一一五万戸しか建ちそうもない。それでは困るという議論をしているうちに、これまでの住宅

産業の概念の中で抜け落ちていた一面に気がついた。それは空間的なひろがり、時間的なひろがりとしてとらえていなかったということである。その意味は次のようである。

空間的なひろがりやをヨコ軸にしているならば、これまでは家は軀体の壁のところまでしか考えなかった。しかし家というのは庭があつて隣の家があつて、あるかたまりの大きさがあつていく。それがコミュニティになり町になり都市にまでひろがっていく。産業としてはそのひろがりやをトータルとして対象にすべきで、一軒の家だけを切り離して考えていたのは片手落ちではないか。

次にもう一つの時間的なひろがりやをタテ軸にしていえば、家というのは完成した翌日からメンテナンスが始まり、改装があり、改修があつて増築がある。中古流通もあつて新築へと繰返されていく。とすればタテ・ヨコ軸に含まれる分野の中で従来増築といつていた分野や、インテリアもエクステリアも含めて住宅産業をもっと広く見直すべきではないか。そうすれば新築は一五万戸で一五兆円ではないが、もっと広い立場から住宅産業をとらえ直せば二二兆円産業になる。アメリカでは新築と増築への投資はほぼ同額だというが、日本でも将来はその比率に近づいていくであろう、というのが報告書に書かれている内容である。

現在リフォームとよばれている増築や、異常な関心の高

まりを見せてきたインテリア産業はずいぶん以前からあったものというように思っている人も多いが、実は脚光を浴びたのはここ数年のことである。その歴史は意外に短いのである。以上に述べたような事情から、日本の住宅のあり方についてもう一度見直そうという気運が生まれた。そこで住宅とは何かを考えてみることにしよう。

住宅とはもともと気候・風土と結びついて生まれてきた文化の産物である。例えばヨーロッパの家というのは古い地層の上に建っている。一定のリズムで夏と冬とがやってくる。地震もなければ台風もない。彼らは寒い冬をしのぐために、石や煉瓦で厚い壁のシエルターを造った。それは何百年でもつから不動産とよんだのである。

ところが日本の家は事情が全く違っている。この世を仮の住まいとみて自然の中に溶け込み、ひそやかに暮らすという哲学が基盤になっている。だから木の柱を立て、その間に薄い紙を張った障子を入れた。柱の間が「マ」で、障子が「ト」、それが日本の「マド」であった。だから内も外もひとりで見つながらいて、インテリアとエクステリアの区別がはっきりしていない。それが在来の日本の家であった。それは貧乏だったからではなく、そういう家が風土と思想に合っていたためであった。

ところが私たちは、明治の初めにヨーロッパの建物のほう

が優れていると信じた。過去百年の間あちらの住宅を真似ることに懸命であった。あちらでは厚い壁のシエルターだから、風を通すために小さな風穴が必要であった。それが「ウインドウ」である。だから日本のマドとは本質的に違うものであった。石や煉瓦で造った家は何百年でもつから不動産とよんだが、日本ではすべて翻訳したままの不動産という言葉を使った。だから数字の上では世帯数を上回るほどになったという住宅のストックも、実態はヨーロッパのそれとは大きな違いがあるのである。

三 住空間産業の考え方

木造の家は焼けるから駄目、腐るから弱いと誰もが思いつづけてきた。鉄筋コンクリートの家なら丈夫で、長持ちすると信じたから、日本では団地住宅をつくりつづけて、いまや世界最大級のコンクリート住宅を持つ国になった。その背景には、鉄は万能であり、コンクリートは永久の材料だという信頼感があつたのである。

しかし最近になってコンクリートの耐久性に対する疑問が出はじめてきた。建築学会の中においてさえ、「コンクリート建築は、果たして記念建造物たり得るか」といった議論すらも聞かれるようになってきたのである。これは重要な問題であろう。たとえば公害だが、ある日誰かがヘドロだと言

出した。気がついてみたら日本国中がヘドロだらけだったという苦い体験がある。あと十数年経って二一世紀になったとき、命数の尽きようとするコンクリート住宅が、日本中を覆っていた、という事態がおこらないとは限らない。そういう疑問をもつ人も出てきている。木造は弱い、ときめつけていたが、われわれの周囲をもう一度見直してみたら、千年を越える文化財が立派に残っているではないか。木は本当に鉄やコンクリートより駄目な材料なのか、そういう疑問も持たれるようになってきた。

しかしやはり高層はコンクリート造によらなければならぬ。そこでこれまでのように、なにがなんでも持家でなければ、という考え方はなく、所有から利用へと方針を変えて、もっと質のよい借家を作り、庶民に提供すべきではないかという考え方が出てきた。

その場合、従来のように3DKとか4LDKとかいった固定した家を造ってしまったら、可変住空間の家にする。例えば公共住宅なら、もっと耐久性のある良質のコンクリートの軀体を造って、箱形の大きい空間を貸す。個人はその中に自分の家を造る。つまり箱までは公共団体が造るが、箱の中は自分で家を造るといふ二段階供給の方法も考えられるようになった。

さて住宅のあり方が、いま述べたようにいろいろな形のも

のが生まれてくるとすれば、住宅産業はそれに伴って内容も拡大されていくであろう。それについて報告書の中で書かれている対策の一つに「部品集積体供給」というものがある。ちょっと耳馴れない言葉だがその考え方は次のようなものである。

過去三〇年にわたる住宅生産の工業化の過程の中で、生み出された成果の一つに住宅部品がある。それはバスユニット、システムキッチン、内装システムなどであるが、そうした住宅部品が生まれたために、住宅の質は向上し、工期は短縮し、かつ安価になった。とすれば工業化のよいところと、伝統技術のよいところとを組み合わせた部品化住宅というものが考えられないであろうか。

そのためには住空間なるものを想定する。たとえば居間とか寝室とか台所とかいったひとつのまとまった空間を想定し、その住空間ごとにそれぞれの地方に合う住宅部品を集め、半完成の部品群として供給するようなシステムを育てればよいのではないかと提案である。

日本の大工さんは「建てまえ」という優れた技術を持っている。これは世界に誇り得るものだが、棟上げをしてから後の造作にずいぶん時間がかかる。いま住空間ごとにまとめた半完成の部品群をセットの形にして工務店に供給すれば、住宅生産の合理化に大きく役立つであろう。いままでも雑作とよ

ばれていたところが実はネックであった。ここを担当する人たちの技術力を高め、住宅部品群を供給するシステムをつくれれば、地場産業に密着した中小企業の活性化をはかることができよう。

それとこれにはもう一つの利点がある。これまで国はプレハブ住宅の育成に力を入れてきた。最近ではずいぶん良いものができるようになったが、考えてみるとそれは都市郊外に建つ模範的サラリーマンの家のことであった。地方ごとの風土に合った家は取り残されたまま陽の目を見ていない。これは日本文化の向上のためにもよくないことである。もっと地方の実情に合った木造住宅の合理化に光を当てていくべきではないか。そういう立場から取られたのが「家づくり85」であった。こうした在来工法の家に対しても、半完成の部品群は組み合わせを自由に変えることができるから、有効に機能するであろう。最近のインテリアへの関心の高まりとともに、部品集積体の考え方は「住空間産業」に発展し、脚光を浴びるようになってきた。住宅の質の向上のためにも喜ばしいことといえよう。

四 木の復権を

アメリカやヨーロッパでは家を新築するとき、建築費の二五％程度をインテリアに掛けるという。日本ではふつう五％

くらいで、金持の家でも一〇％までである。今後より質の高い住宅を指向するとすれば、インテリアに目が向けられることになる。通産省はこの点に着目して、四十八年度以来インテリア産業の振興をはかってきた。当時インテリアというのは、カーテン・カーペット業界のことを指していたのであるが、それから十年あまり経った現在では、全く様変わりしてインテリアは大変なブームになってきている。

そこで通産省では五十八年度から、インテリアコーディネーター制度を発足させた。建設省も六十二年度から、インテリアの設計を担当するインテリアプランナーの資格を認定しようとしている。日本でも今後は、アメリカやヨーロッパのようにインテリアの分野が発展していくものと思われるが、それは広義の住空間産業といつてよい。

一方リフォームもまた急速に伸びてきた。財団法人リフォームセンターは五十九年からリフォームコンペを実施している。五十九年に応募した作品三三〇点のうち、上位二〇〇点について費用を概算してみたところ、一件あたり平均二八〇万円であった。また六〇年度には応募三五〇点のうち、上位一五〇点の価格は五〇〇万円以上であった。考えてみると庶民に良質の住宅を与えようと、国のプロジェクトとして実施したハウス55がねらいとしたのは、一〇〇㎡の住宅を六〇〇万円で供給しようというものであった。それが終わったのは

つい数年前であるが、いまリフォームにかかる価格はそれに近づいてきている。事実地方の工務店に聞いてみると、新築の収益と増改築の収益がほぼ同じというところも少なくないようである。これもまた住空間産業と重なるところが大きい。

次は集合住宅であるが、軀体の建設はゼネコンが行い、内部施工は内装ゼネコンとでもいふべき総合施工の企業が育ってきている。これらはいずれも住空間産業に関係するものといつてよからう。

以上、私が述べてきたことは、住宅産業はシエルトから内部に重点が向けられるようになりつつあること、住宅は都市向きから地方向きのものが注目されるようになってきたこと、さらにプレハブへの関心は一段落して、在来木造住宅のよさが再認識される傾向にある、ということであった。そしてそれらはいずれも住空間産業という概念でひとまとめにできる分野であるということ述べたかったのである。

いまもし住空間産業がおこってくるとすれば、この分野に木のよさを生かす新しい市場が開けてくることは間違いないであろう。住空間ということになれば、そこに使われる材料は恐らく半分以上が木材および木質材料と考えて差支えないからである。

この傾向にもう一つ拍車をかけるものに高齢化社会への推

移がある。日本人は高齢化とともに木質材料への嗜好が特に高まることはよく知られているところである。

一方、木材を供給する側の態勢をみると、まだそれに対応する形になっていないようである。そこに問題があるのではないかと思う。その二、三の例をあげよう。

まず第一は木のよさを啓蒙する対策が弱いことである。建築家はコンクリートと鉄だけを知っていれば不自由はないから木については熱心ではないし、深い知識を持つとも思われない。ところが木に関係する人たちは仲間同士の殻にとじこもっていて、自分たちだけに通用する言葉を使い、木のよさを建築家やユーザーに納得できる形でPRしようとはしない。

最近、「木の文化」や「木の復権」が話題になりはじめたが、それは外部からの受け売りで便乗の形に終わっている嫌いなところがある。もしこのままの状態が続くなら、やがて潮が退くように、木はまた再び忘れられてしまうのではないかと、私はひそかに恐れている。

他の工業材料の分野をみると、このあたりの事情は大きく違う。たとえば繊維の分野なら、新素材を開発するまでには五年から十年もの時間をかけて、何十億という金を投資する。新材料ができる、また何十億もの金をかけてPRする。それでいてせいぜい使われる期間は一〇年か一五年で次の新素材にとって変わられる。その間に激しい国際競争までである。

宅部品とかいった商品に密着した開発であるが、そういうところに飛び込んで行く研究者が、もう少しいてもよさそうに思うのである。

第三の問題は視点のおき方を広くする必要があるということである。これまでの視点はすべてメーカーの側に置かれていた。だが今後はユーザーの側に視点を移して製品を評価すべきではないか。例えば2×4の家はメーカーは木造の家だというのが、ユーザーの側からいうと、あれはビニールの箱であって木造ではない、という意見がある。庶民が木造といっているのは、むしろ鉄筋ビルの中の和風料理屋のことで、木造風の家を欲しがっているのである。だがメーカー的分類によれば、あれはコンクリート造だということになる。こうした点をうまくとらえて住空間産業として応用すれば、庶民に木造住宅の夢を叶えてやることはそれほど難しいことではない。だが木を取り扱っている研究者は、そういう問題はわが領域の外のことだと思っている嫌がある。

最近話題になっている木造校舎についても同様のことがいえる。純粹の木造校舎を造ろうとするから、いろいろな規制があつて厄介である。根本的な法的解決は将来に待つこととしても、当面は軀体はコンクリートで内部を木造にすればよい。そういう発想ですでにいくつかの木造校舎がつくられているが、教室の中に入ってみると、全く木造校舎にいるの

ところが木材はこんなにも素晴らしい素材であるにもかかわらず、天然に育つため木を扱う人たち自身が有難味がわかっていない。腐るとか燃えるとか、ケチをつけられても誰も保護してくれない。そのうえ材木屋さんも「欲しければ売ってやる」という大名商売の体質から抜け切っていない面がある。鉄でもプラスチックでも、材木屋さんというのは実に詳しい知識を持っていて、大学の先生などの及ばないほどの勉強をしている。その知識でメーカーの商品開発に協力するから発言の重みが違う。ところがいわゆる材木屋さんは木のことはあまり知らない。詳しいのはソロバンだけという陰口も聞く。これでは新用途の開発は難しいであろう。

五 住空間木質係数

第二の問題は研究開発の態勢についてである。基礎学としての学術的研究は非常に多いが、応用的研究が少ないように思う。二次製品までの研究はあるが、三次製品については他の領域からの研究に期待するという受け身の形になっているのではないだろうか。付加価値を高めて木を高く売るという研究は、学問的ではないという理由でとかく軽視されている嫌があるように思う。高級な基礎研究もたしかに必要であるが、いま木材界が欲しがっているのは、もっと実用に結びついた応用研究である。しかもそれは内装システムとか住

と同じである。この点について工学院大の今泉勝吉教授は「住空間木質係数」という考え方を提案している。つまり人間らしい住空間を構成するには、一坪あたり、何グラム以上の木質材料が必要かという目安を立てるべきだという意見である。まことに卓越した発想で、これが定量的でなくても、せめて定性的にでも認められることになれば、かなり難しい問題も解決されることになろう。

考えてみると、木はただ一つ燃えるという欠点のために、明治以来百年の間あらゆるところから閉め出されてしまった。それは木材を援護する人のいないところを決められてしまったことである。最近になって木造三階建を認可するなど、やや緩和の動きが出てきたが、木造校舎にしろ木造三階建てにしろ、その動きがアメリカからの圧力で始まっているところに問題がある。木材の研究にたずさわる者としては、反省の必要があるのではないだろうか。

第四の問題は木の美しさの評価の仕方についてである。これまで和風の家はスギやヒノキの柱目を使わないと普請の中に入らないという考え方が強かった。しかし節のある集成材を使っても、設計の仕方では美しい木造の家をつくること出来るのである。考えてみると柱目を使うということは、魚にたとえれば、マグロやハマチのサシミでない料理にはならないということである。しかしイワシやアジのような大衆

魚でも、調理の仕方次第で結構うまい料理をつくることのできる。

外材の輸入七割という厳しい現実に直面しているわれわれが、庶民の木の嗜好を満足させ、木の文化の誇りを維持していく手法として、銘木の化粧張りだけにこだわるのは賢明ではなからう。「銘木もどき」をやめて、本来の木をそのまま生かす使い方を考えるべきではないだろうか。それはデザインにかかわる問題である。私事にわたって恐縮だが、私は自分なりのセンチューリーハウスの実験住宅を建ててみた。それは鉄筋コンクリートの箱の中に、集成材の二階建の木造軸組住宅をすっぽりとほめこんだ可変住空間の家である。節のあるベイマツを素材のまま、できるだけ太く使ってみた。その家に住んでみて、大衆魚の料理のうまさに魅惑されたというのが実感である。これからは大木はますます少なくなるのだから、節のある木や小径木を使った美しい「新和風」が生まれてきてよい時期のように私は考えている。大壁造りの住宅の用材に無節の材を選ぶというのは、日本人が木が好きすぎるためだが、「木用貧乏」の民族性をどのようにうまく生かしていくかも、今後の大きな課題であらう。

六 木の魅力

私たちが学生のころは「改良木材学」が花形であった。天

然の素材は劣ったものだから、改良して人工材料のレベルにまで向上させるのが今後の宿題だと教えられた。しかし技術革新が進んだいまになってみると、木は天然のまま使ったとかが一番よくて、手を加えれば加えるほど悪くなるではないか、という反省も出てきている。

考えてみるとそれは当たり前のことだったかも知れない。木は何百万年もかかってできあがってきた成果物だから、寒いところに生えた木は寒気に強いように、雨の多いところに生えた木は湿気に耐えるようにつくられている。あの小さな細胞の中には造化の神の微妙な知恵がひそんでみるとみるべきであろう。それをただ切って、削って、くつつけるだけで改良できたと考えたこと自体、科学技術への過信だったかも知れない。そういう反省も必要ではないだろうか。

いうまでもなく木は生きものである。だから人の心に訴える何かを持っている。そうした木の魅力がいま見直されるようになってきたのはなぜだろうか。それは科学技術が進歩して、優れた人工材料が生まれたからである。その人工材料には人の心を引きつける何か欠けていた。そこで再び天然材料のよさに気がついたのである。

考えてみると、日本の歴史というのは長い間貧乏の連続であった。テレビの「おしん」や「女工哀史」がそれを物語っている。だからヨーロッパ文明の入ってきた明治の初めから、

私たちは物を持つことが理想であり、物持ちは立派な人で、金持ちは理想像だと教えられたのであった。だが最近になって皆が豊かになり、物が満ちあふれてくると、物への執心は薄くなった。そして木綿や木のような生命をもつものに心を引かれはじめたのである。これまでは手間のかからないメンテナンスフリーの材料が理想だと思っていたが、それよりも、面倒でも手間をかけて磨いただけ美しくなるものに心を引かれるようになった。あと十数年で二一世紀になる。二〇世紀は機械文明の時代だったが、二一世紀は生物文明の時代になる、という意見を言う人もいる。物から生命をもったものへ、

さらに精神の時代へと推移していく曲り角に立っている。それが現代だと考えれば、「木の文化」や「木綿と木」の風潮はなんとなく理解できるような気がする。

私たちはそうした時代の流れの中に「木の復権」を位置づけして、その対策を考えていく必要があるように思う。いまや舞台はようやく忘れられていた木の方向に回り始めようとしている。この好機をどのように活用するかは、木にかかわりを持つ者のすべての責任であらう。それには広い視野で問題をとらえる目を養うことが必要だと、私は考えている。

(千葉工業大学教授)

新刊 図書紹介

筒井迪夫著 朝日選書 319

新刊 図書紹介

筒井迪夫著 朝日選書 319

新刊 図書紹介

筒井迪夫著 朝日選書 319

新刊 図書紹介

筒井迪夫著 朝日選書 319

筒井迪夫著 朝日選書 319

朝日新聞社 定価九〇〇円 送料別

電話 〇三(五四五)〇一三一

振替 東京〇一七三〇

表題だけ読むと、何やらむずかしい事が書

いてあるように見えるけれど、中味は決して堅苦しい読物ではない。旅の友としてでも、電車の中でも、もちろん休日の一時を過ごすのに恰好の読物で、自然や、樹木のことについて色々な知識が身につく。

筆者は「はしがき」と「あとがき」の中でこう述べている。「三十年ほど前から、自分の子が童話を読みふけるのを見て、童話を通じて、自然を生かす学問「林学」を子どもに教えることができた」と考えた。」そして昭和六十年六月から十ヶ月の間に、朝日小学生新聞に九十回にわたって「童話の木たち森たち」の題で話を連載した。本書はこの「内容も体

裁も改めて大人向きに書き換えた」ものである。日本の昔話十三話、日本の創作童話(明治以降)二十三話、外国の昔話二十九話、外国の創作童話(一九世紀以降)三十話、計九十の童話が載せてある。「林学との接点を求める」という副題など気にしないで、お読みください。学生さんから一般社会人、どなたにも向いている。とくに若お母さんや保母さんは、幼い子に童話を話してあげる機会が多いと思うので、本書を読んで自然の森や木のことを勉強しておく、一段と上手な語り手になると思う。

(土井恭次)

新 書 座 談 会

21世紀へ向けての林業経営(2)

— 我々の考え方と行動 —

- 出席者(敬称略) ^{きしきぶろべえ}岸三郎兵衛 山形県最上郡金山町金山 (1948年生)
- ^{はやみ}速水 ^{とおる}亨 三重県北牟婁郡海山町引本 (1953年生)
- ^{もろと}諸戸 ^{まさかず}正和 三重県多気郡宮川町 (1943年生)
- ^{もも}榎本 ^{ちようじ}長治 和歌山県田辺市新庄町 (1946年生)
- ^{わだ}和田 ^{よしゆき}善行 徳島県徳島市弓町 (1949年生)
- ◆ ◆ ◆
- 竹原 秀雄 大日本山林会会長
- 倉澤 博 同副会長
- 司 会 土井 恭次 同理事・編集委員長

(前号に続いて)

土井 生産コストの低減について、林道開設の問題から入り、貴重な御意見をいただき有難うございました。

次に薬剤使用に対する考え方は如何でしょうか。

薬剤の開発と活用について

榎本 今後の厳しい林業情勢を考えますと、コストダウンするためには林道開設のほかに、薬剤化を図ることが極めて重要と思います。人体、環境に対して悪影響がなく、有効かつ安価な薬剤の開発によって、林業労働の半分を占める下刈り費用の低減を図るしか道はないと考えます。

復層林によって下刈の省力を図ることも考えられていますが、これらはよりキメ細かな施策が必要だけに、将来的に期待できるのは、有効な薬剤の開発だと考えています。

速水 例えば、245Tなどは使用中というところで使用禁止ではないと思うのですが、十年位前の話ですが、ウェアハウザー社ではヘリコプターで散布していましたが、日本の状態ではそうはならないわけです。

私の父は特に薬剤に興味がありまして色々な実験もしていますが、急斜地では薬剤を撒いて全部枯らすと、乾燥や崩壊の問題がありましてコワイと思います。そういう点では下刈りは、地上部だけを刈り根は残って生きますから、そのような心配はない。ですから例えば園芸では矮化する薬剤がありますが、これを林業用に開発応用できればと思うのです。つまり、針葉樹と草とに選択性があり、草はちゃんとあるが苗木より大きくならないような薬剤があればと思います。

諸戸 一昨年でしたか試験的に使ったことがありますが。水溶液のものは効果があります。手間がかかり、粒状のものは手間がかかります。手間は効果も薄いという結果でした。良い薬でも手間がかかっては何もならないので、薬剤代プラス撒布人件費がトータルとして安く、しかも効果のあるものが望ましいのです。

竹原 私はどちらかというと、一般的には薬剤に対する関心が薄いというように思っています。お集りの皆さんからは薬剤に対する要望が非常に強いですね。

速水 農業をみましても、薬剤なくしては

成立しえないという実態にあります。問題は林業側の認識とPR、そしてメーカー側の薬剤開発にあるのではないのでしょうか。

榎本 和歌山県では今、ラウンドアップという水溶液の薬剤を使っていますが、ha当たりの薬剤費が四ケースで二万八千円、撒布人件費は二人で一万六千円、合計で四万四千円です。一方、通常の下刈りではha当たり十人人工位で八万円程度かかります。

この薬剤はかなり強力なもので選択性がなく、スギにかかればスギが枯れます。

土井 薬剤費用をha当たり二、三万円として、仮りに新植面積十haの七倍を全国の年間の下刈り面積として薬剤撒布すれば、約二百億円の薬剤需要が見込まれるので、薬品会社は注目していますし、また、それだけ売ればもっと安くなると思えます。

速水 やはり下刈りも林道の問題と同じように、例えばドイツの林地の下草の生育状況や林道密度のように日本の林地も変えて同じ条件にするという考え方でないと、国際競争力がますます失われてゆくと思います。

倉澤 下刈りの方向は、やはり薬剤使用という化学的方法になりますか。機械使用の物

理的方法はどうですか。

諸戸 まず薬剤でしょう。今の機械は山地では使えませんし、仮に下刈りロボットが出来たとしても価額の問題もありますし、苗木と草を選択して刈るということは、難しいと思います。

速水 下刈機を入れても労働強度の軽減にならず、山の条件にもよりますが概して働く人は手で刈った方が楽だと言っております。

下刈機に関してはチェーンソーの場合と違って、能率はとにかくとして、使用する人からの評判が余りよくなく、労働強化という側面があると思えます。

一方、245Tが大分非難されてきたから、ケミカルに対するアレルギーみたいなものが出て、これが現在まで続いているわけです。このような状況をふまえて、問題点を解決したうえで薬剤があればということになるかと考えます。

土井 どうも有難うございました。時間の関係もありますので、これからの需要拡大の話に入って行きたいと思えます。

先き程の高品質材のような高価なもの別として、一般材はどうやって需要拡大をして

行ったらいいのか、また、それが同時に山へハネ返らなくてはならないわけで、そういう点で難しい問題だと思えますが……。和田さんは先程、もはや現在の林業経営は福祉事業だとか言われていましたが、如何でしょうか。

需要拡大について

(一) 材の乾燥を

和田 このような状況下で、従来のままの林業のやり方ではもう食って行けないと私は割切っています。ここまで円高になったら、多くの木材小売業者や流通業者の方は国産材にウエイトを置いて売ってくれませんか、自分達は自分で食って行く道をつくらねばと、その意味で私は山を倉庫として考える材木屋になろうと思っています。

つまり良質材を作ることよりも、建築用材として使われるために何が一番大事かと考えた場合、やはり乾燥の問題と思うのです。山を倉庫として考え伐り旬を選び、葉枯らしをちゃんと三カ月以上する。そして含水率を五〇%以下まで下げた時点で、玉切りして製材し、建築用として二〇%位までとするように責任をもってやっけて行くことです。そ

のために、我が社は伐採班を持っていますし、また、製品の乾燥倉庫を作りまし、さらに例えば伐採計画で今年ここを伐るという時にエンドユーザーに山に来て頂き、買手の一番好きな木を選んで貰って、何々様御用材という木札をつけるなど、今までは違った形で国産材の木の良さ、そして安心できる材料ということで積極的な働きかけが必要だと思えます。

無節材は坪単価百万円とか、五〇万円以上の世界での話しで普通の場合は量的にそれほど要らないわけで、私はそれよりも一般建築用材として乾燥から製品まで責任をもち、山の方に頼らない形での努力が必要と考えます。

土井 そうすると加工から流通までお考えになってやろうということのようですね。
岸 需要問題になると途端に声が少なくなりますが、私も製材工場を相続して中に入ってみましたが、今日のように需要が低迷している時は、結局、何処にツケを回すのか、ツケの回しこの状態で、市場、問屋からのシワ寄せが製材工場に来て非常に弱っています。先程和田さんから話しがあった葉枯らし材生産の問題にしても、早目に伐って乾燥する余

裕があればよいのですが、製材サイドから見ますと、伐採班のその間の賃金支払いについて資金の可能な限度があるわけです。それから民間材、国有材は外材に比べて支払いサイトが短く現金と同じ位です。なお、川上から川下までの一体化というか、有機的な仕組みが必要と思えますが、その実行をどうするかは、今のところ、前述の事情もあり明確にお話しできない状態です。

土井 葉枯らし材の話が出ていますが、乾燥の問題については如何でしょうか。

速水 海山町森林組合では、人工乾燥機を購入してやっています。本当は製材業者がやるべきことなのでしょうが、森林組合が管理運営し製材業者が利用する形でやっており、二年前前から稼働を始め最近やっと乾燥材に対する各市場や問屋の評価が高まり、他のものが売れない時でも海山の乾燥材は元落が少なく、また、狂いが少ないので買手からも喜ばれています。

諸戸 私共のところは葉枯らしとか人工乾燥はやっておられません。しかし、製材所の方で大き目に挽いて、乾燥したあとでも目減りしないよう気をつけておりますし、製品の格付

けは厳しく行っていますので、市場から評価されています。

榎本 私のところはスギについては伐倒してから二、三カ月山において、かなり色が上がって来たなと思う頃出材しています。和歌山ではヒノキの場合、生に近い方が値がいいのです。また、製材品の乾燥は、田辺木材協同組合で共同乾燥場を作ろうと計画中です。

土井 山から材を出すとき、色々な御苦労があるわけですが、それをさらに需要開拓に結びつけるということについて、諸戸さん、建築の方からみて如何ですか。

(二) 木造建築に国産材を

諸戸 家を建てる人からは、柱はヒノキにして欲しいという要望が多いのは確かです。それではその分、余計にお金をかけるかというところではなく、ローンを精一杯借りて月々幾ら返済出来るかで家の資金が決まり、その中で自分の家を作るわけです。良い木材を使いたいので、一部屋減らすか、八畳間を六畳間にする人は稀で、結局は家の規模よりも質の方を犠牲にして安い外材を使ってしまうのが実態だと思います。

土井 建築着工戸数も、その木材使用率も

減っている状態のなかで、木材需要の拡大というの何があるのでしょうか。

和田 こういうことが言えると思います。

日本人が初めて木材を贅沢に使える時代になったということ、それを先ず使う人達に認識して貰うことです。木造で家を建てる場合の木材代金は二割位ですが、今それが一五%位まで金額的に落ちていきます。木の良さはボリウムで発揮できるわけですから、今までのように細い三寸五分の柱ではなく太いものとし、百年も持つように、ちゃんとした木材を使って貰えば、却って割安になり、木材使用量も増えるので、これを大いにPRすることが必要と思えます。私のところは構造材にしても、梁にしても全部四寸にしています。

また、使う側はお金がないから外材で作るということになりませんが、スギの赤味は白蟻に強く、外材特に米ツガは弱いということなど知りません。これらについて正しい情報を流し、私はスギの赤味の良さを商品特性として表面に出して行きたいと思えます。これに賭けない限り私たちは生き残る道はないと思えます。

諸戸 白蟻は現在使用されている土壌処理

の薬剤が禁止されましたね。今まで十年保証だったものが、新しい薬剤を使うことになり単価が上がって保証期間が半分以下になった。だからそのインパクトがこれから出て来るのではないかと思えます。

和田 そういことが一般には知られてなくて、建築基準法では全てヒノキだったら防虫処理しなくて良いことになっている。本当の情報が出てきて混然としており、これは直して貰いたいと思えます。また、建築士からは木材の強度や狂いの問題を指摘されますが、これは科学的データと同時に乾燥材を出して行くよう、山の方から本気になってやることによって解消できると思えます。ただ使ってくれただけでは無理だと思えます。

諸戸 大工さんに言わせれば、同じ三五角でも例えば、一方は三三で他方は三六あるということでもメーカーによって違うんですね。寸法をもっとキチンとする必要があるわけです。うちのものは一寸大き目のので、大工さんは鉋かけなど余計な手間がかかるとイヤがりますが、分切れはありません。

また、昔は大工と施主が個人的に知っており、大工が請負ってやっていたましたが、今は、

施主が大工を知らないし、施主も地元の人ではないというようになっていきます。

速水 大工と施主との信頼関係がないからおまかせというのがない。それと新しい嗜好性がどんどん出て来ましたからね。

和田 昔は施主も木材に対する知識がありました。今は新しい材料がどんどん出てくるので、わかり易い正しい情報を流すことが、より必要だと思っております。

速水 住宅産業に出ていくか、行かないかという話がありましたが、私は、これは林業とは全く別個の経営であり、今の林業家の立場から言えば、林業家は林業を正當にやって行くことを基盤にしなければならぬと思っております。

和田 並材生産林業ではもう食えないですから、今までの考え方を変えて行かないと仕様がなくなってしまうね。

速水 林業側の態勢も変えて行くことはもちろんですが、例えば関税の引き下げの見返りで、林業に相当の金が出ますから、その半分を広告会社に出して国産材のPRでも、テレビでも流した方が効果的だと思いますね。

諸戸 だからうちなどでもスギの赤味の良

大造林地が、生産に入ってくる。そこで、木材が安く大量に出て来れば、産業界は木材を使い出すと思うのです。経済の面白さは、そういうものだと思います。ですから、如何に安く、コンスタントに出すかが、国産材の需要を増やす鍵だと思います。

岸 今の話でも相対的に木材の値段が高いとか、取付けが容易でないとか、使いづらいつか変わるべくして変わってきた部分と制度上の規制や防火性の問題で木材を使えなくなつた部分がある。例えば、回りに住宅のない田舎の一軒家でも六m道路云々の規制や木は厚みによって防火性能が異なりむしろ強いことが知られておらず、実態にそぐわない妙なところが是認されています。そういう意味で国は消防法、建築基準法そのものを抜本的に見直す時期だと思えます。林経協の青年部でも、見直しを言い出して、全森連、全木連も同じような考え方をしているわけです。その広がったパイの中身が国産材か外材かは別として、運命共同体として木材の需要というものを考える必要があると思えます。

和田 やはり、こういう事務所の内装から木質系のもに替えてゆくようにして頂かな

さを口をすっぱくして言っており、多少の節があっても長い目でみたら外材よりスギの方がはるかに経済的だよ。しかし、今の現実と同じ値段でも外材へ傾くので、これを国産材へ向けるためのPRは肝要なことと思えますね。

倉沢 国産材の需要拡大に需要開発等について、行政サイドのことも含めて如何でしょうか。

(三) PRと条件整備を

榎本 和歌山では私と同年代の人約四十名で紀州林業懇話会青年部を結成し活動してきました。また三、四年程前から各団体等の協力のもとに紀州材流通促進協議会を結成し、紀州材のブランド化に力を入れています。過去紀州材のいい部分が尾鷲、またスギのいい部分が吉野へと流れていたのですが、これではいけないと林・材界が一体となって紀州材を売り込んで行くという方向で動き始め、ここ二年ばかり東京で四回紀州材展という製品の展示即売会を行っており、まだこんな材があったのかという評価をいただいています。そういう影響もあるのでしょうか、住宅メーカーのなかで紀州ヒノキを使った住宅という

いと……。
速水 このビルと同じ階にあるオーストラリア観光局の入口は見かけだけでも知れませんが、木で出来ていますね。
岸 公共の建物では木製家具はダメで、皆スチール家具にしないという話を聞いたことがあるのですが、実際はスチール机の上に書類とか本等の紙類が山積みになっている訳で、それと火災時の化学製品による有毒ガスの発生なども何をか言わん哉と思えます。

速水 これからの新しい木質系のもも含め、木材を安く作って大量に売るといことでしょうか、それには我々の林業生産の段階でコストを切りつめ生産性を如何にあげて行くかということに全ての問題がかかっており、そのため自助努力のほか、社会的な環境という条件整備の課題があるという見方をしなければならぬと思えます。

諸戸 再建築までのコストを考えた場合、コンクリートや鉄では壊して処分するのに大変費用がかかりますが、それを含めた経済性を考えるべきですね。

和田 結局燃えるということが悪いのではなく、再処理の費用を考えればむしろ、利点

形のPRが出てくるようになりました。これは何とか局面を打開して行こうという形の、一つの大きな切っ掛けになっているのは確かです。

さらに、もっと大きな意味からの需要拡大に係わるアプローチとして、政策への要望は、需要面で二十一世紀に今の住宅の軸組み工法が新しく形を変えて取り入れられるよう、また、快適な木質生活環境の工夫創造等について研究投資なり、PRなどをより積極的にやっていたらいいと思うのです。これは最大の森林所有者である国有林の経営を助けるというか、日本林業を守る最も基本的な政策として位置づけ、かなりの費用をさいて行うべき肝要なことと思えます。

土井 住宅建築や生活環境を含めた木材需要の拡大によって、国産材と林業の振興を図るといわけですが、そのほかアルミサッシを木製へと逆代替するとか、新しい用途開発とか、その他の問題は如何でしょうか。

諸戸 サッシにしても昔は木でしたが、安く使いやすいアルミに代わり、木の住宅も高くて、手間がかかるということなどから変わってきました。これからは戦後植えられた

と思えます。その代り林業の生産のサイクルと、木を使う側のサイクルが一致すればいいわけで、長伐期なら五十年や百年も持つ木造建築というように歯車が合えば、この位いい建築資材は他に絶対ないと思えます。

速水 その点では、日本は鉄とコンクリートに振り回され過ぎたと思うのです。個人的見解ですが、木材への揺り戻しがあるという気がします。

諸戸 産業廃棄物等の処理というのが大変問題になっていきますからね。

速水 海山町にお願ひし、三重県内では久しぶりに木造の町営住宅を作ることになったのですが、耐用年数は鉄筋コンクリート六十年、木造二十年で単価も補助率も違います。また、現実には鉄筋コンクリートはかなり補修費がかかり六十年もつかどうかという感じであり、木造の方は二十年以上もつと思えます。公共住宅一つとりましても考え直す時期が来たと思っていますね。

諸戸 私が住宅建築をやって感じるのは、一般に車などは良く磨いたり油をやったりするの、自分の住む家の方は全然手をかけないですね。家のメンテナンスなど手入れの仕

方を知らないですね。

速水 農家などではそんなに金を掛けた家ではないのですが、百年以上の家が多いですね。よくみますと、部材を取替えたり、直したり、よく手入れがされています。木造のものは鉄筋コンクリートより、増改築や生活様式の変化に対応し易いといえますね。

倉沢 行政的に木材の需要拡大を図る場合、いったいどういうことが考えられるでしょうか。

速水 米国が木材関係関税の引き下げを強く求めてきましたが、あれは同じパイの食い合いです。それよりもパイを大きくするためには建築基準法あるいは消防法の見直しが必要だと思いますね。貿易上の問題に関しても、見方を変えてゆかなければと思います。

和田 そうですね。アメリカから言ってきた方が変わりますね。あんなに難しかったログハウスの問題も一挙に変わったですね。

速水 サミットハウスにしても向うの要請で出来たようです。木材業界では昔から声をあげていたと思いますが、こういう問題は大きな視点から対応しないとなかなかうまく行かない問題だと思っております。

諸戸 伊勢の神宮は木造ですが、あれだけでなくて、公共建物なり大きな建物なり、実際に皆さんが住んだり、目につく建物を木造で作って貰えば、それがひいては需要拡大につながりますね。

速水 こんど首相官邸が作り変えられるそうですが、全部木造か或は本格的な木の内装にして貰えば、これはもう有難いことですけれどね。外国の賓客を招いた時に、日本の文化と生活を、木を通じて紹介できると思います。

和田 今は非常にいいタイミングだと思えます。建築サイドの人が真剣に木のことを知りたがっています。この機会に山側がちゃんとした材料を出し川下の方々にPRするチャンスだと思っております。なお、宇和島市で公共建築のシンボルとして木造の学校建築の問題点を話し合うフォーラムを行うことになり、色々な人と連携をとっていますが、素材は大スパンが可能で大きな部材で強度の保証されたものが決め手になると考えており、その意味で長伐期は合致すると思えます。

竹原 合板は小規模では出来ませんが、集成材というのは少額の投資で出来、優良材と

ならないものを寄せ集めて、大きな角材にするわけですが、そういう集成材産業の現地の可能性はどうでしょうか。

(四) 集成材で新需要を

和田 私の方では林業家が出資し主産地形成事業で約三億円かけて間伐材を使った台形集成材の工場を作り、その試作品が出来た段階です。ビルとかマンションは空調が入る関係から集成材ということになり、逆に内装になるとムクの赤味でないとダメということはないので、そういう意味では集成材に期待しています。しかし、この先はどうなるかが問題です。

竹原 創設したばかりということで需要はまだ定着していないようですが、何を生産する計画ですか。また、見通しはどうですか。

和田 主に台形の集成材です。後に七つ全国に計画があるそうで林野庁の方も私らの台形集成材事業が成功することを非常に期待しております。しかし新製品ですから非常に厳しいですね。だが、需要としては相当あると思います。都市部では、建物は上へ伸びてゆくでしょうし、やはり集成材の方向に行くと思うのです。

速水 私の町で木材乾燥場をつくる時、初めは上屋を鉄骨スレートでつくる計画でしたが、木造という声が高くなり計画を変更したところ、木造建築や木材の強度の知識については建築設計家はあまり知らず、必要以上に木材を使うコストが高くなるという傾向がみられました。今お話しの大断面の集成材の需要拡大をし、上手に使ってゆけばコストはかなり安くなると思えますね。ちなみにニュージーランドでは五階建てのオフィスビルがあり、アラスカには八階建てのビルがあり、ワシントンのタコマにはタコマホールがあり、それらには木材が新しい使い方、今までの集成材とは一寸違う使われ方をしています。

日本には大断面集成材をこなす設計者がいないですね。政府が木材需要拡大をおっしゃるのなら大学の教育過程の中へ大規模木造設計の分野を入れていかないと、本物にならないのではと思うのです。

土井 どうも有難うございました。予定の時間も参りましたので、おわりに、皆さんから一言ずつ、行政への要望を含めて要約をお願いしたいと思います。

おわりに

岸 木材需要の拡大については、木材市場がせばまっており、従来のままの林業・木材業では需要の奪い合い、つまりトランプのバ抜きをしているようなことになりました。

集成材の問題にしても、我々はまずムクの材の需要を名実ともに拡大するという原点に立って、集成材という新しい需要を掘り起すわけですから、消防法や建築基準法の見直しを含め制度的な需要拡大がないと自助努力のみではもう限られたところまで来ているのではないかという感じがします。その展望を拓くための大きな視点からの手だてをみつければと思います。

榎本 先日林野庁林産課の幹部の方々のお話しを伺う機会がありました。木材需要開発の問題にこれまで以上に前向きに取り組んでいただいております。柱を多住宅資材としての木材を考えるうえで、用する軸組工法が二十一世紀にも存続しうるような政策を取っていただかないと、日本林業の前提がくずれてしまうと思えます。ツィバイオでは、心持ち材という国産材の特

徴は生かされず、二ツ割すれば、逆にそのという欠点になります。また、化粧材としての柱の必要性もなくなってしまう、北米の林業に対する競争力が全くなりなりましたので、この問題に従来以上に取り組んでいただきたいと思えます。

経営的には何んと言っても相続税の問題です。ともかく、経営として安定して継続できるようにな税制を整えていただきたい。林業の特質になじむような相続税制の改革をお願いしたい思いでいっぱいです。

速水 林業経営に直接係わるものとして、林道開設の問題がありますが、治山予算と比べても半分です。また、先程の話のように林道規格や予算と実行の仕組み等も検討して頂きたいと思えます。

次に、切実な問題として相続税のことがありますが、例えば西ドイツの税額は日本の二十分の一位であり、もし日本もそうならば多様な森林経営、立派な森林づくりが可能になると思えます。私は日本の森林はまだ成熟していないと思っております。国民の要請に応えられるようにするための前提としての林業経営基盤づくりの政策を早急にやって頂きたいと

思います。

これは行政の問題ではなく、政治の問題、政治の決断にかかっていると思います。

諸戸 日本には種々な森林所有者、林業経営者がありその経営も様々ですが、概して戦後に植栽された木が殆どで成熟した山になっていません。今後、手を加えて間伐・主伐と有効に育てていかなければなりません。また、もっと多様な森林づくりや高樹齢の林にせよとか、宅地にはいけないとか、林業のやり方に対して国民の要請があるわけです。林業家の立場と一般の人々の林業に対する考えは、山の緑を守りたいとすることで一致するのですから、その方法についてのコンセンサスを得て、林業経営がよくできるような制度にして貰いたいものと思います。そういう制度であれば、日本の林業は好ましい方向に進むことができ、もしそれが出来ずに、現行のままだと山村社会と林業は、衰退、崩壊への道を歩むのではないかと思います。

和田 アメリカでは二〇〇角以上の断面の木材はヘビィティンバーとして準防火とされており、日本でも消防法や建築基準法の問題は逐次改正されてゆくことと思います。

しかし、一番不安なこととして私のところは五十年以上も相続がありませんが経営は非常に苦しく、もし相続ということになれば、林地を手離すしかないと思います。何んとか林業をやってゆこうと一生懸命頑張っているのに対して、林業経営を続けてゆけるような制度にして欲しいと思います。

速水 言われるとおり、今のままでは極く一部を除いて、日本の林業は二十一世紀に向けて存在することはまず無理と考えられます。

また、木材が自由貿易の商品となっている以上、その経営環境を国際的に共通のものにして貰わないと自由貿易のなかではやってゆけないという大前提があると思いますし、自助努力もそういう環境下での課題だと思います。これは林野庁だけでなく、大蔵省はじめ政府がそういう考え方をして貰わないと難しいことであり、また、これに関連して林学の中で林業経営の研究、特に林業税制の研究は非常に手薄と思われまます。現在のような経済社会の中で、この点は大きな欠点ではないでしょうか。

諸戸 従来、林業の政策に関しては、木材のフローの面ばかり注目してきたと思います。

フローの時代は過ぎていますが、政策は相変らずでその辺の方向転換が足りない。ストックの時代になったという認識で、社会的に望ましいストックにしてゆくことが出来るような条件整備或は制度がないと対応しえないと思います。

速水 七五％という相続税を戦後一、二回経験されている方が多いと思いますが、これは相続税というより一種の林地解放、自立林業経営の破壊という見方ができると思います。林業・木材産業を巡る情勢がさらに厳しい中で骨身を削って努力している我々の声を、正々堂々と発言してゆくことが、より肝要なことと思う最近です。

土井 本日は「二十一世紀へ向けての林業経営」ということで座談会を開催し、長時間にわたる種々有益な御意見をいただき有難うございました。

なお、お話の中にありました林道開設補助制度や薬剤使用に係わる問題、消防法・建築基準法の見直しや需要拡大の問題、林業税制等の基本的問題については、機会をえて当誌に、識者からの論説等を掲載したいと思えます。

(以上)

歌会始「木」

朝日新聞（一月十三日夕刊）から

山林編集部

新春恒例の宮中行事「歌会始」が、一月十三日午前十時半から皇居正殿・松の間で開催された。ことしのお題は「木」。

天皇陛下は、昭和二十四年に米国人から贈られ、吹上御所の近くに植えられたあけぼのすぎ（メタセコイア）の生長に託して、日本の戦後の再建ぶりを詠まれた。皇后陛下は須崎御用邸の情景をお詠みになった。二万九千三百七十二首の応募歌から選ばれた入選歌十首には、庭の木や裏山の木など身近な木々に、人生の哀歓を重ね合わせた歌が多かった。

天皇陛下

わが国のたちなほり来し年々に

あけぼのすぎの木はのびにけり

皇后陛下

あたたかき光さしそふ伊豆の丘

木々の梢は萌えそめにけり

入選歌（年長者順）

群馬県 田中広作氏

苗木植うる生徒らの声こだまして

山の傾斜を移りゆくなり

静岡県 石川熙一郎氏

白樺の木立のめぐり雪融けて

牛舎に牛を洗ふ人見ゆ

ブラジル 桜井正巳氏

なにもものなかりし所家を建て

木を植ゑて老ゆブラジル国に

山梨県 鈴木雪江さん

此の家に嫁ぐと決めて振り向けば

榊大樹の夕凧過ぎて居り

北海道 石戸好恵さん

手掛りの得られぬままに孤児達の

遊ぶ祖国の回転木馬

滋賀県 夏川千鶴子さん

木扉のしるく匂へる夜の道を

行きすぎてまた別の木匂ふ

神奈川県 林貞子さん

試験管に今し芽吹くか裸細胞の

木となる生命かすかに動く

山口県 中西輝藤氏

木の陰におもひおもひに子らは読む

わが図書館車の本選りゆきて

長野県 新村明子さん

サンフランシスコの並木の桜咲きたりと

便りありし日伊那に雪降る

鳥取県 大谷照子さん

幾十年かけて育てし杉の木を

伐り給ふなり嫁ぐわがため

(以上)

昭和六十二年 林野庁一般会計予算案の概要

中 村 和 範

六十二年年度の国の一般会計予算案は、六十一年十二月三十日の概算閣議により、総額五四兆一、〇一〇億円(対前年度〇・〇%増)、財政投融资二兆七兆八三億円(二二・二%増)で決定された。このうち、農林水産省一般会計予算は、総額三兆二八六億円(前年度三兆一、四二九億円)で対前年度比九六・四%となっている。

なお林野庁一般会計予算は、総額三、四四四億円(三、四九四億円)対前年度比九八・六%で、この内訳として、公共事業費二、八〇〇億円(二、八五八億円)対前年度比九八・〇%、非公共事業費六四四億円(六三三億円)対前年度比一〇一・三%となっている。また、財政投融资関係では、農林漁業金融公庫林業関係資金六八四億円(七五五億円)、ほかに森林開発公団一八三億円(二七三億円)

保全・形成等を図り、安全で住みよい国土づくりを推進するため、新たに第七次治山事業五箇年計画、総投資規模一兆九、七〇〇億円を策定し、その初年度として治山事業の緊急かつ計画的な推進を図る。

となつては、臨時行政調査会による改革方策等の着実な実施を図るなど、特に、歳出面においては、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で、財源の重点的、効率的配分を行うことにより編成された。林野庁一般会計予算も、現下の諸情勢を踏まえ、限られた財源の中で以下のとおり重点をおいて施策を展開することとし、六十二年度予算を編成している。

一 林野公共事業の推進

(一) 治山事業

一三九、四〇一百万円
(前年度一四二、〇六八百万円)
安全な国土基盤の形成、森林の水資源かん養機能の拡充強化及び森林による生活環境の

保全・形成等を図り、安全で住みよい国土づくりを推進するため、新たに第七次治山事業五箇年計画、総投資規模一兆九、七〇〇億円を策定し、その初年度として治山事業の緊急かつ計画的な推進を図る。

(二) 水源林造成事業

一九、七一一百万円
(前年度一八、七八二百万円)

森林開発公団による水源林造成事業については、事業量の確保に努め、その推進を図る。

(三) 造林事業

三八、六八九百万円
(前年度三九、七四八百万円)

森林資源基本計画の改定方向に即し、植栽から保育までの体系的実施、複層林や育成天然林施業の積極的な推進を図る。

また、森林整備法人等による分収林の促進等を強化するほか、森林総合整備事業の拡充を行う。

(四) 林道事業

七六、七〇七百万円
(前年度七八、八〇九百万円)

林業の合理的経営の基盤である林道事業については、一般林道、大規模林業圏開発林道等の計画的な整備を推進する。特に、松くい虫被害森林等森林の造成整備が遅れている地域における林道を整備する森林造成林道整備事業(八、三六九百万円)を新たに実施する。

(五) 災害復旧等事業

五、五〇〇百万円
(前年度六、四四〇百万円)

当年に発生した豪雨、地すべり等により生じた土砂の崩壊等の災害に緊急に対処し、荒廃山地の復旧を行うための災害関連緊急治山等事業(二、〇〇〇百万円)を新たに実施する。

二 森林・林業、木材産業活力回復五カ年

計画の推進

一三、〇六一百万円
(前年度八、〇〇七百万円)

森林・林業・木材産業を巡る厳しい情勢に対処し、その活力を回復させるため、「森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画」に基づき、その三年目として、木材需要の拡大、木材産業の体質強化及び間伐等林業活性化を図る緊急対策を着実に推進する。

(一) 木材需要拡大推進緊急対策

一、四一七百万円
(前年度一、三五二百万円)

木材及び木造建築物の良さを啓発、普及するため、木造建築物普及促進のシンボルとなるモデル木造施設を建設する(九施設)一施設)ほか、従来の木材需要拡大のための普及宣伝等に加え、新たに、公共的施設等への木材利用を促進するためのモデル製品の開発試作等を実施する。

(二) 木材産業体質強化緊急対策

九八七百万円
(前年度一、〇六四百万円)

木材産業における事業転換、設備合理化等の促進に必要な設備資金及び運転資金に対す

る利子助成を行うために必要な資金造成に助成するとともに、合板製造業、製材業等における省力化、省エネルギー化等による生産性向上等の技術開発を推進する。

(三) 間伐等林業活性化緊急対策

一〇、六五七百万円
(前年度五、五九一百万円)

森林地域の活性化を緊急に図るため、新たに、従来の間伐促進総合対策を核とし、森林の緊急整備、基幹作業道の整備等を総合的、計画的に行う森林地域活性化緊急対策(一〇、〇〇〇百万円)を実施する。

三 林業経営の活性化

(一) 新林業構造改善事業等

一七、三九一百万円
(前年度一八、八一六百万円)

来たるべき国産材時代に備えて森林を適正に管理し、林業を活性化していくため、地域の特性に応じて生産から流通・加工に至る一貫した体制の総合的な整備を行う新林業構造改善事業等の効率的な推進を図るとともに、その一環として、流域を単位とする広域の林業生産地において、引き続き、国産材供給体制整備事業を実施する。

このほか、地域ぐるみで国産材を安定的、計画的に供給できる効率的な素材供給基地づくりをめざした素材供給基地整備パイロット事業（一二二百万円）を新たに実施する。

(二) 地域林業担い手育成確保対策事業

一九〇百万円

林業担い手の計画的な育成確保と労働安全の確保を図るための地域ぐるみの取り組み、担い手定着条件整備等を推進する事業を新たに実施する。

四 森林機能の維持増進

(一) 松くい虫被害対策等の推進

六、二九七百万円

（前年度六、四〇三百万円）
地域の自主性を尊重しつつ、地域の被害態様に応じた、より効果的、効率的な松くい虫被害総合対策を推進する。

このほか、国民参加による森林の整備の推進を図るための全国基金の設立等を促進する森林整備推進事業（二〇一百万円）を新たに実施する。

五 山村振興と森林の総合的利用の促進

(一) 林産集落振興対策事業

一、七二〇百万円

（前年度一、八六三百万円）

林業、林産業が重要な地位を占めている集落において、特用林産物の生産振興を中心とした総合的な集落振興を行う林産集落振興対策事業を引き続き実施する。

(二) 森林とのふれあい環境整備事業

三四二百万円

国民の森林に対する多様な要請に応えるとともに、山村・林業の活性化にも資するため、分収林制度等を活用した森林づくりと森林を保健、休養、文化、教育等多面的に利用するのに必要な施設及び環境の総合的整備を図るための事業を新たに実施する。

このほか、医療、教育、文化等森林の高度利用に資するため、森林の整備・改良を地域の自然的、社会的条件に応じてモデル的、実証的に実施する森林利用高度化対策事業（五百万円）を新たに実施する。

六 木材需要の拡大と流通対策等の強化

一、七三九百万円

（前年度一、九三三百万円）
木材の品質向上と流通合理化を図るため、リース制度を活用した乾燥設備の導入を促進する木材流通改善設備導入促進事業（一三九

百万円）及び木材共同輸配送モデル事業（二八百万円）を新たに実施する。

七 林業金融の充実

農林漁業金融公庫林業関係資金については貸付枠の確保を図るとともに、造林資金の償還期限及び据置期間の延長（最長四五（うち据置二五）年以内）五五（三五）年以内）等制度の充実・強化を図る。

また、林業信用基金の債務保証機能を充実し、林業金融の円滑化を図るため、保証出資（二五〇百万円→五〇〇百万円）を行う。

八 国有林野事業の経営改善

三六、二四四百万円

（前年度三五、八一五百万円）
国有林野事業の経営改善に資するため、造林事業及び林道事業等に対する一般会計資金の繰入れを行うとともに、新たに、財投資金の償還金の支払いに充てるための資金の借入に係る利子の一部及び保安林等の保全管理事業に対する一般会計資金の繰入れを行う。

また、国有林野治山事業に係る経費については、引き
（林野庁林政課 管理官）

昭和六十二年

国有林野事業特別会計予算案の概要

国有林野事業については、森林・林業をめぐる厳しい状況の中で、昭和五十九年に策定された改善計画に基づき、その使命を果しつつ経営改善を推進しているところであるが、長期にわたる木材価格の下落・低迷等により、その財務事情はさらに厳しさを増している。

昭和六十二年度予算においては、このような厳しい状況の中で、昨年十二月の林政審議会答申を踏まえて、改善計画を改訂・強化することとし、自己収入の確保と支出の縮減による自主的改善努力の一層の徹底を図るとともに、所要の財政措置を講じることにより経営改善を推進していくこととしている。

一 予算規模

予算規模は、第一表に示すように、歳入、歳出とも前年度に対し一・一%増の五、六九九億円（前年度五、六三六億円）である。

このように一・一%増加するのは、要員規模の縮減による職員の給与経費の減少及び合理的な施策による事業的経費（業務費、造林費、林道整備費等）の大幅な減少を図るものの、借入金償還及び利払いが大幅に増加することによるものである。

ちなみに、借入金の償還及び利払いの増加分二二〇億円を除くと、前年度に対し二・八

%の減となる。

二 自己収入の確保

歳入のうち、借入金と一般会計からの受入れを除く、いわゆる自己収入は三、〇三〇億円で、前年度に比べ二・六億円の減である。

なお、この収入確保については、年度末の延未納金を前年度末のそれに対し、二七三億円の減少を予定しているため、販売額は、前年度に対し三九億円の落ち込むことになる。

販売額の落ち込みは、伐採量の減少のほか、林産物の販売単価を現在の市況に照らし、前年度予算よりも立木で一二%、素材で九%低

水本澄雄

第一表 昭和62年度 予算の概計(国有林野事業特別会計 国有林野事業勘定)

区 分	前年度 予算額	62年度 予定額	対前年 比	摘 要
(歳入)	百万円	百万円	%	
国有林野事業収入	306,001	292,796	95.7	立木販売 6,497千㎡ 素材販売 4,570 " 官造販売 449 " 分収育林 7,475 ha
業 務 収 入	235,676	223,293	94.7	
林 野・土地売払代	61,502	61,500	100.0	
雑 収 入	8,823	8,003	90.7	
一般会計より受入	11,001	11,896	108.1	
造 林	5,256	5,124	97.5	
林 道	3,609	3,528	97.8	
林道災害復旧	533	393	73.7	
退職手当利子補給	1,603	2,216	138.2	
借換利子補給	—	38	—	
保安林等の保安全管理	—	598	—	
治山勘定より受入	9,582	10,204	106.5	事業施設費 215,142百万円 退職手当 29,858 " 償還金(借換) 10,000 " 計 255,000 "
借 入 金	237,000	255,000	107.6	
歳入合計	563,584	569,896	101.1	
(歳出)	百万円	百万円	%	
国有林野事業費	560,584	566,896	101.1	
給与総額	127,735	124,415	97.4	予算定員 24,927人 予算人員 15,100人
基幹作業職員給与	67,890	65,265	96.1	
退職手当	33,538	38,057	113.5	
公務災害補償費	3,142	3,319	105.6	
国家公務員等 共済組合負担金	36,973	38,434	104.0	
業務旅費等	3,863	3,682	95.3	—— 主要事業量 —— 伐採量 12,400千㎡ 素材生産量 4,600 " 新植面積 17,800 ha 林道新設量 714 km
業務施設費	50,632	41,097	81.2	
造林費	3,764	3,530	93.8	
官行造林費	29,914	26,489	88.6	
林道整備費	650	489	75.2	
林道施設等 災害復旧事業費	29,614	26,038	87.9	
林道施設等 災害復旧事業費	2,800	2,800	100.0	
国有資産所在 市町村交付金	5,420	5,437	100.3	元本償還 71,769百万円 支払利子 113,043 " 計 184,812 "
国債整理基金 特別会計へ繰入	162,841	184,812	113.5	
その他の科目	1,808	3,032	167.7	
予備費	3,000	3,000	100.0	
歳出合計	563,584	569,896	101.1	

第二表 自己収入と支出の推移 (単位：億円)

区分	年度	58	59	60	61予算	62予算	増 減 (62-61)
自己収入		2,740	2,572	3,042	3,156	3,030	△126
支出		4,763	4,930	5,467	5,636	5,699	63
実質的収支差 (実質的収支差に対する 財源措置)		△2,023	△2,358	△2,425	△2,480	△2,669	△189
持越現金の充当		△ 139	△ 10	0	0	0	0
一般会計資金		92	98	105	110	119	9
借入金		2,070	2,270	2,320	2,370	2,550	180

注：1) 昭和58～60年度は実績
2) 「持越現金の充当」欄の△印は持越現金の増加を示す。

く見込んだことによるものである。
(一) 業務収入の基礎となる伐採量は、経営基本計画に即し一、二四〇万㎡(前年度一、二八〇万㎡)を予定する。また、林産物の販売単価については、六十年度実績単価並みとするほか、素材の普通販売について販売努力による増収分として年一%の上昇を見込んでいる。

(二) 分収育林については、「ふれあいの郷」整備事業に係るものを含め、七、四七五ha(前年度六、九四三ha)を設定することとし、一一九億円(前年度一一二億円)の収入を予定する。

(三) 林野・土地売払代については、引き続き、高地価地域に所在する庁舎、宿舍、貯木場等の移転等を積極的に推進することを含め、売払いの促進を図ることとし、六一五億円(前年度六一五億円)を予定する。

(四) 「ふれあいの郷」整備事業については、六地区において森林づくりの拠点となる滞在施設六〇〇戸の提供を行い、併せて自己収入の確保に資する。

(五) 治山勘定からの受入れは、治山勘定で実施する直轄治山事業に従事する国有林野事

業職員の人件事務費を受入れるものであり、前年度に対し六億円増加しているのは、受入対象経費で退職手当等が増加することによるものである。

三 財政措置の拡充

歳出総計に対する自己収入の不足額は、第二表に示すように、事業運営の効率化、要員規模の縮減、資産の利活用による収入の確保等の経営改善を推進しているものの、長期にわたる木材価格の低迷等により年々拡大し、六十二年度は二、六六九億円に及んでいる。この不足額については、一般会計資金一一九億円と借入金二、五五〇億円を導入することにより収支の均衡を図ることとしている。

(一) 一般会計からの繰入れについては、造林、林道整備等の事業施設費に対する繰入れを引き続き行うとともに、退職手当に係る借入金の利子に対する繰入れを拡大する。また、新たに、償還金の財源に充てるための借入金、利子及び保安林等の保安全管理に必要な経費に対する一般会計からの繰入れを行う。

なお、事業施設費については、新たに、保安林以外の森林における天然林改良及び保安

林に係る間伐林道の災害復旧を繰入対象とする。

これらの繰入措置により、六十二年年度の繰入額は、前年度に対し八・一％増の一一九億円（前年度一一〇億円）を予定する。

(二) 財投資金の借入れについては、その増大を極力抑制することを基本としつつ、造林、林道整備等の事業施設費の財源として所要額の確保を図るとともに、新たに、償還金の財源に充てるための借入れ（借換）を行うほか、退職手当について借入対象の拡大と償還条件の変更を行う。

これらの借入措置により六十二年年度の借入額は、前年度に対し一八〇億円増の二、五五〇億円（前年度二、三七〇億円）を予定する。この結果、六十二年度末には一兆六、九七二億円の債務を抱えることとなる。

なお、この長期借入金に係る利子で六十二年度に支払いを要するものは、前年度に対して八六億円増の一、〇八八億円となる。このうち一般会計から補給を受けるものは二三億円であり、残りの一、〇六五億円は自己収入をもって負担することになる。

(三) 国有林野治山事業については、すべて

一般会計資金により治山勘定で実施する。
(四) 以上が国有林野事業の推進と経営改善を円滑に実施するための財政措置であるが、六十二年度から新たに実施する財政措置の概要について付言すれば、次のとおりである。

ア 借換及びこれに係る利子補給
資金の時間的調整を図り、その間における事業運営に必要な資金を確保するため、昭和六十一年度までに借りた事業施設費に係る借入金の償還の財源として不足する資金について借入れ（借換）を行うとともに、これに係る支払利子の一部に対する一般会計からの繰入れ（利子補給）を行う（借換一〇〇億円、利子補給三八百万円）。

この利子補給額は、要償還額の二分の一までの借換について要支払利子額の二分の一相当とする。

イ 保安林等の保全管理経費に対する一般会計からの繰入れ
保安林、自然公園等の適正な管理を図るため、松くい虫防除、森林パトロール及び整備管理（保安林標識の設置、保健保安林の施設整備、山火事対策等）に必要な経費について、

国有林に対する助成に準じて一般会計からの

繰入れを行う（繰入額五九八百万円）。

ウ 退職手当借入制度の拡充
経営改善の重要課題である要員調整を一層円滑に行うため、定員内職員の退職手当に係る借入金について、その借入対象を現行の通常退職者数を超える退職者数から新規採用者数を超える退職者数に拡大するとともに、償還期間を五年（うち一年据置）から三五年（うち五年据置）に変更する。

四 歳出の抑制等

歳出については、要員規模の縮減により人件費を極力抑制するほか、造林、林道整備等の事業費についても、合理的な森林施設と効率的な事業の実施により大幅な節減を行うこととする。その主要事項は次のとおりである。

(一) 定員内職員については、一、三五二人の定員削減を行うこととし、その給与総額は前年度に対し二・六％の減となる。また、定員外職員についても、基幹作業職員の予算人員を一、一〇〇人削減するほか、その他の定員外職員の予算人員を二八六人削減することとし、その労賃総額は、各事業費に計上されているものを含め、前年度に対し四・七％の

減となる。

(二) 造林事業については、人工補整林造成等の天然林施設を拡充するとともに、間伐を積極的に推進する。

(三) 林道事業については、事業全体の効率化に配慮しつつ、伐採計画量の達成に不可欠

な事業量を確保する。

(四) 生産・販売事業については、木材情報システムの活用等により需要動向に応じた機動的、効率的な生産・販売活動を推進する。

(五) 森林レクリエーション事業については、森林空間の総合利用による新たな事業を展開

「緑の文明」創刊号から (6)

東北 (山林編集部)

⑩ 仙台自然林養林

△所在地▽ 宮城県仙台市

内陸部の丘陵地帯四カ所と、海岸地帯一カ所から成り立っているが、丘陵地はモミ、アカマツの原生林相を保っており、海岸地帯はクロマツ、アカマツの林で、仙台市南東の太平洋岸に帯状に景観を広げる。

この五地区は、①憩いの森、②水の森、③

海辺の森、④モミの森、⑤見晴しの森と名づけられ、特に憩いの森は、明治百年記念公園として整備され、台原森林公園としてよく知られている。

園内の樹木の七〇パーセントが、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、サワラ等の成熟林と、ナラ、ヤマザクラ等の広葉樹林から成る。また、下層植生も豊富で、キジ、ウグイスなど野鳥類も多い。遊歩道も整備され、施設の配慮も十分である。

△交通▽ 国鉄仙台駅からバス。

△問合せ先▽ 仙台市公園課 電話0222-611111、仙台宮林署 電話0222-731111

こ 計 報

寺西 總氏 61・12・30 55歳

冠不全のためご逝去されました。

先生には昭和五十四年九月から六十年十月まで六年余の間、本誌に「創景の法」を連載執筆していただきました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

自宅 大阪府豊中市新千里東町 三―三―B5棟二〇六号

喪主 妻 多恵子さん



林業薬剤(農薬)の安全性について

かしわ かしわ
柏 司

はじめに

この小文は、桜井寿編「環境と農薬」を骨子として、それに私見を加えて、六十一年七月、高尾の研修所で話をしたことをもとに解説的に記したものです。

私は大正末年、北九州の田舎町の薬屋に生まれ、家庭の事情で戦時中、N医大の付属薬専に学び、戦後Q大農学部農芸化学科を卒業後、K植物防疫所に勤務し、主として輸出入植物・穀類のくん蒸や消毒に約八年従事し、その後農薬検査所において農薬の登録や検査に二十年余従事し、林業試験場に移って約八年、林業薬剤の研究をし、昨年定年を迎えました。いわば生れてこの方、何らかの形で農薬や医薬につきあつて来たといえます。ですから、公平無私を念頭においていても、農薬使用賛成論に偏るおそれもあると思いますが、あくまで

現時点における私見であることをお断わりしておきます。

前置きが長くなりましたが、はじめに「農薬は所定の条件下で、注意して使用するかぎり安全である」ということが一般の人々に理解されていない現状にあるように思います。薬剤は量次第で毒にも薬にもなりうるのが、生理活性物質の本質的な性格であり、農薬も濃度と頻度に左右されること、急性毒性と慢性毒性は並行することは少なく、両毒性は明確に区別して考える必要があること、農薬が登録されるまでに、どの位多くの安全性チェックがされているか、残留農薬がどのように分解消失するかなどについての正しい知識と理解が不十分のまま、薬剤使用について拒否反応を示す人が多いようです。

マスキミの取りあげ方

下品なたとえで恐れ入りますが、「ミソもクソも一緒にする」といったような誤解が、農薬を危険視する一般の方々の中にあるのではないかと懸念しています。その責任の一端は農薬禍を問題にするときのマスキミの取りあげ方にもあると思います。それは農薬の危険性を云々するとき、慢性毒性と急性毒性、量の問題、環境への影響など色々な点で視聴者に誤解を与えないための配慮が足りない点があったのではないかと思っています。昔の話ですが、某農薬の危険性を云々するとき、急性毒性の症状を放映した直後、食物中で検出された残留例を示し、あたかも、そのような食物を摂取すると、たちまち前記症状の発病するかのような誤った印象を与えかねない取扱いもあったようです。

農薬の登録保留基準には、①農作物に残留した農薬により、人畜に被害を生ずるおそれのあるものは、その種類別に定められている残留基準値(農作物に係る残留基準)、②土壌中における半減期が一年以上の農薬で、農作物がその農薬を吸収して人畜に被害を生ずるおそれのあるもの(土壌に係る残留基準)、③水田に使用する全農薬共通して、コイに対する半数致死濃度が〇・一ppm以下で、毒性の消失日数が七日以上のもので(水産動植物に係る残留基準)、④水田に使用する農薬であつて水田における濃度が人の健康を保護するうえで継続されることが望ましい基準の1〇倍を超え、その状態が七

日以上継続することとなるもの(水質汚濁に係る残留基準)など農薬の環境基準が設けられています。ときには、これより遥かに低い値であっても、僅かずつでも増加したという理由だけから、問題視し、警告というより不安感を助長する方が大きいのではなからうかと思つた扱ひもありました。他方、農薬を使用する立場の方々に、適正に使用するかぎり農薬の安全性は確保されているという趣旨のPRが不足しているのではないかという気がします。マスキミ関係や農薬使用に反対する立場の人達は往々にして得られたデータの延長線上の危険を大にして発言し、絶対に安全ということを保証しろと迫まる。しかし、それは不可能なことと私には思われ、農薬は適正に使用するかぎり延長線上には危険性より安全性の方が高いものと思つています。もし危険なことが判つたら、その時正しい扱ひに変えればよいと思つています。なぜなら急性毒性は別にして、環境におよぼす影響のように慢性的な毒性は徐々に顕在化するものであり、改めるための十分な時間的余裕があるからです。

したがって、絶対に安全なものには農薬にかぎらず、大抵のものにはなく、あくまで相対的な安全性しかなく、通常の使い方では、といった前提の下に成り立つに過ぎないと思つています。たとえば、砂糖を例にとると、一日摂取の基準量は10gぐらいだったと思いますが、その百倍の1kgを一度に食

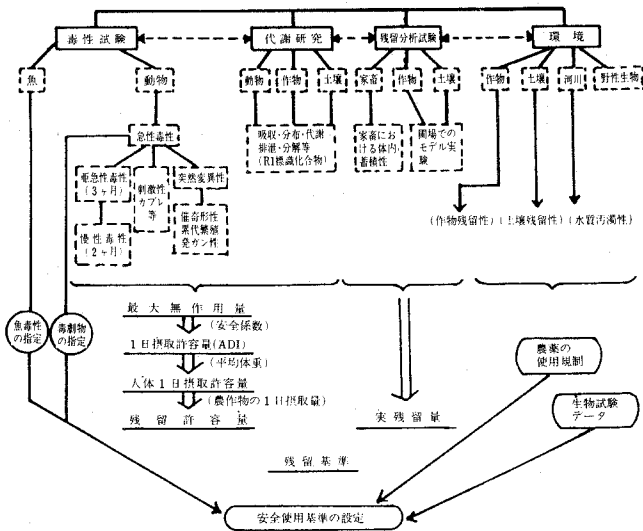


図3 農業の安全性評価の手順 (石井敬一郎, フェインケミカルによる)

必要に応じて農業を使用してきました。農業の登録保留基準には、さきに述べたように①農作物に係る残留基準②土壌に係る残留基準③水産動植物に係る残留基準④水質汚濁に係る残留基準などがあり、これらに対する

安全性が認められるまで登録市販されないことになっております。さらに、登録された農薬であっても適用病害虫以外に誤用されると人畜や環境保全上、害をおよぼす恐れのある農薬を「指定農薬」としてその使用を規制しています。その種類には、作物残留性農薬、土壌残留性農薬、水質汚濁性農薬があり、使用方法を守らないと罰せられます。なお、これらの基準を守るための使用規制は農薬の種類ごとに定められ、具体的には一つ一つの製品のラベルに表示され、農薬による環境汚染を未然に防ぐよう指導されています。農薬メーカーとしては、これらの基準に対応するため、安全性評価のための試験に莫大な人手と費用をかけています。農薬は効果よりまず安全性に着目されて開発され、低毒性農薬へと移行してきていますが、これらを使用する場合は安全かつ適正に使用し、取扱いは十分注意する姿勢が必要です。農薬というものは農林業において不可欠な生産資材であり、もっと大事に上手に注意して使う必要があると思います。

許容濃度と残留・分解

医薬品には使用の適量があり、大幅に多く服用すれば有害であり、大幅に少くすれば効果も生理作用もない。農薬の場合は適量を対象作物に施用すれば目的とする病害虫を防除し、作業者にほとんど無害である。ただし、農薬の場合には、

作物	虫害	病害	雑草害	総減収率 %	総減収量 百万トン
小麦				23.9	85
稲				46.4	105
とうもろこし				34.8	506
ばれいしょ				32.3	129
てんさい				24.5	69
さとうきび				55.0	567
野菜				38.2	78
果実				30.6	21
ぶどう				57.9	27
コーヒ				79.8	3
総				34.0	6

図1 病虫害および雑草による被害減収率 (Cramer, 1967: Pflanzenschutz und Welternteiによる)

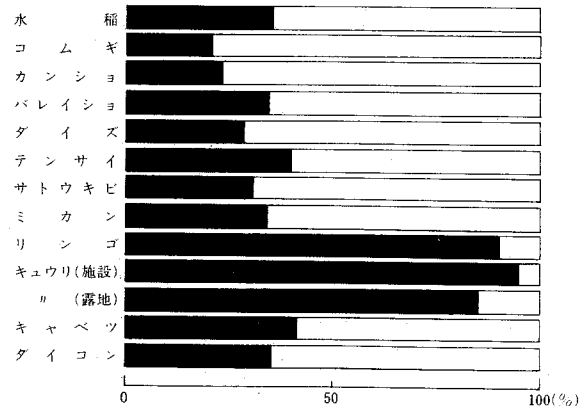


図2 農薬による防除を全く実施しなかった場合の減収率 (森田利夫, 植物防疫, 36. 1. 21 (1982) による)

から悩まされてきた病害虫、雑草、鼠による農林産物の被害を有効かつ経済的に防ぐことが可能なからだと思います(図1・2参照)。とくに、森林は人類と運命をともにしているといわれ、その役割である水資源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、野性鳥獣保護、酸素供給、大気浄化、騒音防止等の公益的機能を有しており、林野庁の調べでは二四兆円に相当するということです。また、林地などの保水力とか物質を分解浄化する機能についても最近見直されております。健全な農林水産業の生産環境は快適な生活環境や自然環境に通ずるものと思われ、これを守るため

べたら多く人は気分が悪くなるでしょう。そして一週間つづけたら多分なんらかの異常を示すでしょう。それにもかかわらず甘党の私は多分その倍の二〇g以上、毎日のように摂取しています。でも目下のところ糖分のとりすぎによると思われる特別の症状は現れていないようです。世間には私のような人も多いと思います。ところが、農薬の場合は毎日餌にま

なぜ農薬が農林水産業で使用されるかといえば、有史以前から悩まされてきた病害虫、雑草、鼠に食べさせ、ほぼ熟年に相当する二年後の影響を検討し、安全な量をさらに五千倍して人間に換算していると聞いたことがあります(砂糖の場合はどんな計算になるのでしょうか?)。

使用と規制

なぜ農薬が農林水産業で使用されるかといえば、有史以前から悩まされてきた病害虫、雑草、鼠に食べさせ、ほぼ熟年に相当する二年後の影響を検討し、安全な量をさらに五千倍して人間に換算していると聞いたことがあります(砂糖の場合はどんな計算になるのでしょうか?)。

環境への残留が別途生ずる恐れがある。したがって、施用された農薬が環境中ほどの程度の濃度で残留し、どのように消失してゆき、何日たてば悪影響がなくなるのか検討する必要がある。

農薬の製造工場で働く人々の労働衛生環境を確保するための工場内の上限の許容濃度として、スミチオンは $1\text{mg}/\text{m}^3$ が日本産業衛生学会から勧告されており、また米国産業衛生監督官からデナポンは $5\text{mg}/\text{m}^3$ を一日八時間、週四〇時間くりかえし暴露されても、ほとんどすべての作業者の健康に障害を招くことのない許容濃度、すなわち時間荷重平均限界値として勧告されています。

昭和五十三年、富山県でのスミバツサの液剤少量散布のときの大気中の濃度を表1に示しましたが、約三〇分後には散布前の状態に戻っています。なお、昭和五十五、五十六年の松くい虫防除でスミチオンを空中散布したとき、林内、林縁、林外の気中濃度を測定したら、スミチオンの暫定許容濃度を超えたものは、一四三件中一件だけでした。

ここ数年、特別防除の散布作業中に農薬中毒が発生しなかったことは、検出された空中濃度からみて当然だと思われれます。松くい虫防除のため空中散布されたスミチオンが河川に入った場合、環境中での分解は河川水、湖沼水、海水の順に早く分解され、主として微生物によるが、光やpHの影響もかな

表1 空中散布によるMEP(スミチオン)の散布区の気中濃度 ($\mu\text{g}/\text{l}$)

捕地点	集地高度	散布前	直後	3分後	6分後	9分後	14分後	20分後	30分後	60分後	120分後
A	50	<0.02	0.82	<0.02	0.15	<0.02	0.11	0.04	<0.02	<0.02	<0.02
A	150	<0.02	0.33	0.07	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
B	50	<0.02	0.17	<0.02	0.07	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
B	150	<0.02	0.11	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
C	50	<0.02	0.14	0.34	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.10	<0.02	<0.02
D	50	<0.02	1.64	0.29	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
E	50	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

注: 1. E50は無散布地点 (農林水産航空協会調べ)
2. スミバツサ75の液剤少量散布(散布葉量MEP40g, BPMC35g/10a)

りあります。半減期をみると、スミチオンは〇・三〜三・五日、デナポンは一、二〇日程度の報告があります。

川と湖と海に生息する魚その他の水に住む動植物の中には、エビやカニのように有機りん剤に敏感なものもいます。

蚕は家畜化された昆虫であり、有機りん系の殺虫剤の影響を受けやすい。また、ミツバチも昆虫であり、直接殺虫剤に曝露した場合は当然影響を受けるほか、蜜源植物に農薬が付

表2 水系への移行および残留調査 単位: ppm

時間	調査点	散布区域内	中流部	海(河口)
散布後	前30分	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1時間	0.0257	0.0062	0.0037
	3時間	0.0394	0.0176	0.0018
	6時間	0.0316	0.0088	0.0030
	9時間	0.0280	0.0045	0.0016
	1日	0.0165	0.0094	0.0016
	2日	0.0588	0.0219	0.0006
	3日	0.0011	0.0008	0.0012
	7日	0.0028	0.0010	<0.0004
		<0.0004	<0.0004	<0.0004

注: 1. 調査地/熊本県芦北郡芦北町松生 (農林水産航空協会調べ)
2. 散布方法など/昭和51年6月1日(第1回目散布)
6:00~10:00の間にNAC40%水和剤原液を

着している場合には一〜二週間程度の隔離期間を設ける必要があります。野鳥については、調査は大変難しく、正確なことは判りませんが、シジュウカラの雛にスミチオンを食べさせる

性の虫は、農薬で死んだ虫を食べる習性のためか影響を受けるようです。蛇足ですが、松くい虫防除のとき、松林に設置されたままになっていたホダ木から後になって発生した椎茸、林床から秋に発生したきのこにも、スミチオンを全く検出できなかつた例があります。

地下水への移行については、特別防除における付近の井戸水調査では、検出されなかつたという例はありますが、結論を下すには検討例が少ないと思います。

空中散布の後の降雨で、付近の河川水に微量のスミチオン増加が認められる例もありますが、これは土壌表面のスミチオンを吸着した土壌微粒子が、雨に流されて流入したことや植物に付着したスミチオンが雨にとかされて流入してきたためではないかと推定されています。これらは、非常にわずかな量であり、一過性のものでありますから、急性および慢性の毒性からみて問題ないと思えます。

おわりに

最後に、林業薬剤の安全性については、所定の条件下で、注意して使用するかぎり安全であると私は信じています。ただし宗教的でなく、科学的に信じたいので、是々非々の態度で臨み、一般の人々のより正しい理解を深めることによって、改善進歩が図られるものと思います。

(元農薬検査所化学課長・農学博士)

コルクガシの増殖法と新しい利用

福田 利雄

わたしがコルクガシ (*Quercus suber* L.) にであったのは昭和十一年、大阪営林局から岡山市内営林署に転勤し、当時の署長故舟木直四郎氏と共に岡山市内の内山コルク工業所の苗畑に生育していた十数本の七年生前後のコルクガシを見たのが始めてであった。

昔からコルクは絶縁材料として多量に使われずべて輸入に依存していた。戦前は軍需資材にも指定され、その増殖法も種々研究されていた。その後筆者は出張などの都度植栽されたコルクガシの分布や生育に関心をもってきたが、いつの間にか五十有余年を経過した。

一 コルクガシ植栽の歴史と現況

この種子を秋田、岡山、清水の各営林署をはじめ、大日本山林会(当時三浦伊八郎会長)、東京大学演習林、鹿児島高等農林専門学校等に播種を依頼し生育はしたが、現在は何処にも存在していない。

その後篤志家によって後述の接木やその実生からの増殖が試みられたが、現存するものは農林水産省林業試験場の見本園のほか僅かに過ぎず、その現状は第一表の通りである。

第一表 コルクガシの所在地調査

所在地	主管者	現況
静岡県沼津市	興農学園	一本 樹齡 約四〇年余、直径一mに達し、現存するものうち最大である。
大阪府寝屋川市	白井邸	三本 径三〇cm内外、ウバメガシに接木したもの。
和歌山県田辺市	谷本邸	二本 径三〇cm内外、同右。
大阪府泉南市	北岡邸	一本 同右。
岡山県岡山市	内山コルク工業㈱	一本 径二〇cm内外。
広島県広島市	東洋コルク工業㈱	一本 径二〇cm内外。
静岡県伊東市	朝日ビール㈱	二〇本 径一五〜三〇cm、実生樹、形質共に良好。
	果樹試験地	

二 繁殖法

(一) 実生の方法と結果

前記の十数年を経過した実生の母樹からの採種や、後述の接木苗からの採実による実生育苗が行われた。また昭和四十年代から原産国から種子の輸出禁止が解かれ、近年特に浜松市フラーパーク公社の古里博士の提唱による

園芸的資材並びに防火樹としての利用のため、年々五〇kg、一五〇kgの種子が輸入され、数年生の苗木は既に二万本余が、東京以西主として東海、山陽方面で植栽されている。因みにそのポルトガル産種子の形状をみると、1kg当たり一二〇〜一五〇粒(国内産種子一八〇〜三三〇粒)、種子の横・縦の形状比一・九五で、種子の発芽率は八〇〜八五%。主として取り播きが安全で有利であるが、風害に注意を要する。春播きで保存を必要とするときは、乾燥しないようにする。コルクガシは寒さには弱い、関東以西の暖地で排水のよい緩斜地であればやせ地でも生育する。

(二) 接木の方法と結果

昭和の初期に導入された種子から育ったものを穂木としクヌギ、アベマキ、アラカシ、ウバメガシを台木として接木し増殖することが試みられたが、クヌギ、アベマキを台木として接木したものは親和性に欠け年数の経過するに従い順次枯損する結果となり、アラカシ、ウバメガシに接木したものは台木と接木したコルクガシの生長が、アンバランスとなり十分な生長は期待できなかったが、結実が早いため単に採種用樹として利用された。しかし結実後種子の落下を待つ野鼠のため、その効果も十分あげることが困難であった。

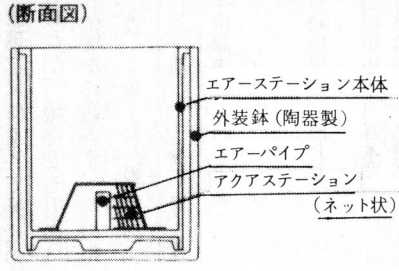
そのため内山氏はクヌギ、アベマキ、ウバメガシなどの当年生苗木に発根接木(いわゆる宿借り)と称して、これらの

根系にコルクガシの穂木を切接ぎして穂木の切口を接木部より僅かに突出させテープで結束し覆土して、翌年に穂木からの発根を見て台木から切離してコルクガシの生長を促す一種のさし木を行ったが、すこぶる至難のことで多量生産には至らなかった。

(三) さし木の方法及び結果

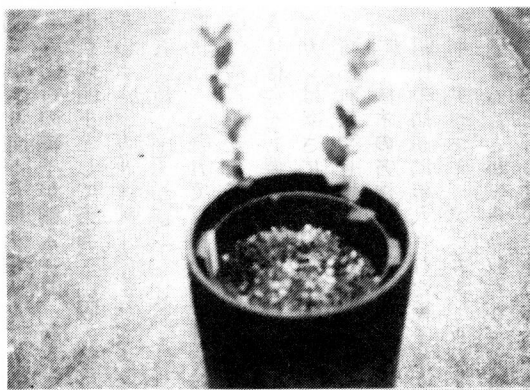
古くからコルクガシの接木と平行してそのさし木(注五)も行われたが、当時は赤土、川砂が用土として使われ発根促進剤のアルファナフタリンを用い、春・夏・秋の時期別にまた新梢、萌芽枝などの穂木の選択、水処理など入念にさし木が実施されたが、何れも成功しなかった。ただし前記発根

エアースプライシステムの構造



接木によるものが僅か5%の活着率を示したに過ぎなかった。筆者は農業用ウレタンを利用してユーカリのさし木に成功したので(注七)、その方法を参考にしてコルクガシのさし木試験を施行した。たまたま、エアースプライ器を所有していたので、

灌水などの管理が省力できる本器を利用することとした。さし木床用土としては砂、赤玉土、鹿沼土、水苔、パーライト、バークキュライト、ピートモス、ハイドロボール、ウレタン、ロックウールなどがあるが、通気性を好むコルクガシの特性を考慮して、アクアステーション部には細粒状のハイドロボールを敷き、その上部には赤玉土六〇%、鹿沼土、ハイドロボール各二〇%の混合用土とした。さし穂は当年生コ

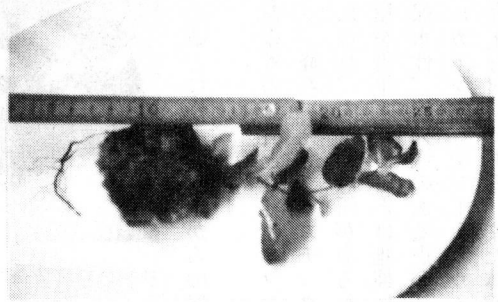


エアースプライ器使用 コルクガシのさし木状況 (昭和60. 8. 8. さし木 撮影61. 10. 31)

ルクガシの充実した新梢を八〜一〇cmの長さとし、適宜摘葉し、十分な流水処理二四時間以上を行い、メネデールの一〇〇倍液に二時間浸漬、切断面にオキシベロンの粉剤を塗布してタフベルで被覆した。またプランターにハイドロボールを敷き、新しく開

第二表 コルクガシ処理別さし木発根結果

区処理	A	B
器具	エアースプライ器	プランター器
用土資材	ハイドロボール 赤玉土 鹿沼土	ハイドロボール ロックウール (ニチアイ製)
さし木期	昭60. 10. 8	昭61. 6. 8
施行本数	六本	二一本
発根数	五本	一〇本
発根率	八三%	八三%
備考	農ビ被覆	タフベル被覆



ロックウール使用 (昭和51. 6. 8. さし木 撮影61. 8. 31)

発されたロックウールの五cm角のものを十分水に浸漬して前記と同様に処理したさし木を行った。その結果は第二表の通りである。目下A、B法共に試験は継続中であるが、現在のところ発根率はともに八三%で発根成績の向上が期待される。



コルクガシ新皮に着生したカトレア (ロスアンゼルス植物園 古里氏)

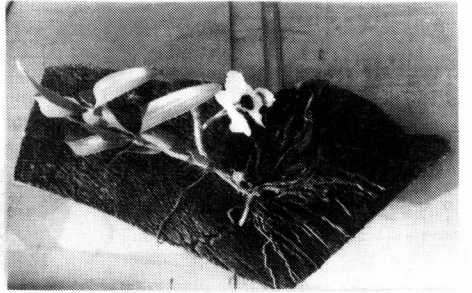
(a) 用土 樹性に応じた用土即ちコルクガシの如く通気性を好む植物には、前記のような用土に配合比を考慮することが肝要である。ロックウールも適当な媒体であるが、その原料が異なるのでPHをはじめ製品に著しい性質上の差があることに留意しなくてはならない。

(b) 穂木

必ず当年生の充実した新梢を用い、発根障害物質であると考えられるタンニンを融出させるため、十分な流水処理の上、発根促進剤を施用することが必要である。

(c) さし木時期

冬期を除き穂木の充実した新梢を採取できれば、春



コルクガシ2番皮に着生したカトレア(柏村氏)

・夏・秋季を通じてかなりの成果が期待できる。

三 新しいコルクガシの利用

コルクガシの樹皮は瓶栓、ガスケット、パッキングなど広範囲に利用されている。従来洋ランの栽培には植込み材料として主に水苔が用いられてきたが、その需要量の増加と反対に生産量が漸次減少し入手が難しく

径二〜一〇mmまで、夫々の大きさのものを単用または混用して好結果が期待されてきた。またコルクガシは温暖で雨量の少ない瀬戸内海沿岸の防風樹林として研究の余地が残されている。(会員投稿)

参考文献

- 注一 赤林 実瞳 コルクガシの接木について 日本林学会講演集 一九三八
- 注二 舟木直四郎 コルクガシ人工増殖法としての接木について 日本林学会誌 一九三八
- 注三 白井 弥栄 接木コルクガシの結実について 春季林学会講演集 一九四三
- 注四 内山 勇三 コルクガシの発根接木法 日本林学会誌 一九六二
- 注五 古里 和夫 コルクガシ繁殖に関する研究 木原生物学研究所、生研時報 一九五五
- 注六 上原 敬二 樹木大図説 第一巻 有明書房 一九五五
- 注七 西村正行他 未来の生物資源ユーカリ 内田老鶴圃 一九八七 刊行予定

また高価となり、諸外国からの輸入に待たれることが多くなつた。
水苔以外の資材としてオスマンダ、ヘゴ、ピートモス、ヤシガラ、軽石、発泡プラスチック、人工水苔まで利用されるようになり、夫々長短所があるが、近年コルクガシの樹皮にラン類を着生させることは雅趣に富むと共に、植替の必要がなく保水性、耐久性のある点が注目されてきた。
特にカトレア、デンドロビウムなどの着生材料としてはその特性上好材料である。また鉢栽培の資材としてコルク粒の

ユーゴスラビア散見

昨年九月四日から約三週間、ユーゴスラビアのリュブリャナで開かれた第一八回ユフロ世界大会に出席する機会が与えられました。会議の内容については、それぞれの専門の方々からいづれ詳細に報告されると思えますので、ここでは、エクスカーション等を通じて得た二、三の感想を述べます。短時日の滞在で、しかも断片的な観察ですので、正しく理解していない点も多いのではないかと思いますがお許しいただきます。

バイオマス生産のためのポプラ造林

エクスカーション(四コース)の三日目の午後、すばらしい野外での昼食——ワインと

羊の丸焼と唄と——の歓待を受けて、それに少し疲れも加わって、洵然とした気分になっていたころ、トウモロコシ畑に続く広大なポプラ林が視界にとびこんできた。案内されたのは、オシエク近くのポプラの試験造林地で、八〇一〇年の短伐期でのバイオマス生産(主としてバルブ材生産)を目的とする試験造林地である。アメリカクロヤマナラシ(Populus deltoides)の栽培品種がおもに

植栽されているが、一見して病虫害が少なく、平地林なので集約な管理が行われていると思われた。

生産性の高い栽培品種(P. deltoidesのクローン、六一八、四五七、四五〇等)を用

かつ た まさき
勝 田 柁

いた植栽材料(大きさ)の比較試験地、植栽密度(八〇〇、五〇〇、本/ha)についての三つの比較試験地、展示林をかねた各種クローンの二つの生長比較試験地等(いずれも四、五年生)を見せてくれた。植栽密度の試験地では、密度が高いほど単位面積あたりの生産量が多い傾向は見られるが、密度による差はあまり大きくなかった。このような植栽方法の試験地をみると、より短伐期の密植による生産性の向上をめざしているのではないかと思われた。

翌日も、ノビサド近郊のポプラ研究所の試験林に案内され、さらに一日中ポプラとお付き合いすることになった。初めに野外の展示

用の土壌断面を見せてくれたが、ロームを含む砂質の堆積土である。続いて機械で深い植穴を掘り(二mぐらいい)、四mほどの萌芽枝(?)を植付ける実演を見せてくれた。アメリカクロヤマナラシの発根性は良くないが、地下水レベル(通例二〜三mとのこと)に植付けるのも、なるほど一つの実用的な方法であると思った。さらに、アメリカクロヤマナ



写真1 ノビサド近郊のポプラ研究所の試験林
—生長比較試験地—

ラシの長期の産地試験地(現在、八年生)とクローン検定林、クローンの単一および混合植栽での生長比較試験地、ギンドロ節(Lence)の雑種ポプラ(P. alba × P. grandidentata, P. tremula × P. tremuloides)の生長比較試験地、ポプラのマルズニナ落葉病(Marssonina brunnea)とドシキザ胸枯病(Dochitichia popula)に対する感受性の検定について、つきつぎで紹介された。

会期中に入手した「ユーゴスラビアの林業」という解説書によると、第二次大戦前後にクロヤマナラシ系の雑種ポプラであるセロチナ、メリーランド、ロブスタ、レジェネラータ(P. euramericana)の栽培品種)等が導入され、とくに人工交配によって育成されたイタリア改良系のI—二四の造林地での生長が良かったが(年平均二五—三〇m/ha)、前記のマルズニナ落葉病とドシキザ胸枯病に感受性で、一九六〇年代にいずれも激害を受けたという。そのため、これらの病気に抵抗性をもつアメリカクロヤマナラシが導入され、強い抵抗性を持ち、かつ生長の良いクローンがその中から選抜されてきた。今回見たのはこれらのクローンであるが、案内された各種

の試験地を見ていると、これらの病気に抵抗性をもつとともに、さらに短伐期、高密度植栽でより高い生産性を示すクローンの選抜を考えているように思われた。

ポプラでのこのような短伐期のバイオマス生産では、植栽材料を遺伝的に改良する「育種」への期待が大きく、その成果も比較的早期に実証される(検定は三、四年と考えるとよい)。育種方法も、既存の種のもつ変異をこえた、より大きな遺伝変異をもつ集団の中から、新たな優れた植栽材料を選抜するために、種内の交雑から種間、節間の交雑へと向う。しかし、遠縁の種間、節間の交雑では、しばしば種子の稔性が低下するので、得られた少数の種子から効率的に増殖する方法が求められる。ギンドロ節の雑種ポプラの試験地で、胚および幼植物から組織培養によって育成された雑種ポプラのクローン群が林縁に展示されていたのを見ても、ポプラでは組織培養によるクローニング技術が、雑種種子の増殖法としてとくに期待されていることがわかる。話しを聞いてみると、組織培養ばかりでなく、細胞融合、細胞選抜等の細胞操作に、また遺伝子操作による遺伝子の導入にも、交雑にか

わる新たな手法として強い関心をもっており、部分的にはあるがすでに研究計画も持っているようだ。このような短伐期のバイオマス生産を目的とするポプラの育種計画では、バイオテクノロジが計画の必然的な流れの中に入っているように思われた。

研究所の方の説明では、ポプラの造林地は約一〇万ha、今後二〇万haに拡大したいとい

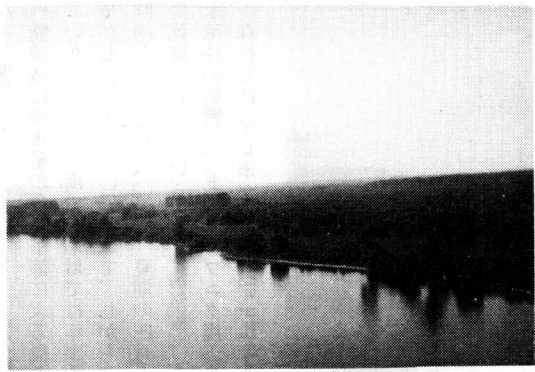


写真2 ドナウ川沿いの平地林
(自生のポプラ・ヤナギ類がみられる)

うお話しであったが、ベオグラードに向う午後の車中で、広大なトウモロコシ畑を区切って整然と植栽されているポプラ林を見ていると、平地林で集約な実施が行われるとしても、やはり病虫害に対する漠然とした不安を感じる。ドナウ川に近づく、川岸に広がる土砂の堆積地に、自生のポプラ、ヤナギ類(Populus nigra, P. alba, Salix alba等)の純林や混交林が見られた。これらの自生のポプラ、ヤナギ類は、現在ほとんど造林材料に使われていないようだが、病虫害に対する抵抗性や立地に対する適応性を考えると、育種素材として重要であるばかりでなく、遺伝資源としての維持、保続(萌芽更新が主体であるという)も必要であるように思われた。

カルスト地帯での森林造成

ベオグラードからオリーツドへ、オリーツドからドゥプロブニクへと、飛行機を乗り継いで、ユーゴスラビア南部の乾燥地帯での旅行が続いた。とにかく暑く、のどが乾くのは閉口した。旅行案内書にしたがって、長袖のシャツばかり用意してきたことが悔まれた。オリーツドからペリスターの国立公園へ向

う。この国立公園では、分布域がこの地方に限定されているマケドニアマツ(Pinus Peuce)の採種林(保存林)と、ヨーロッパモミ(Abies alba Var. acutifolia)やブナ、カシ類の混生する天然林を案内してくれた。山を登るにつれて木の間から、周辺の荒廃した山地が見られた。このような山地では、崩壊、侵食を防止するための施工と緑化のための造林(マツ類が主体になっている)が各所で行われているのが遠望された。国立公園区域は約一万haということであったが、周辺の状況からみて、この地域に適応して自生する木本、草木類の貴重な遺伝資源の保全地域であると思われる。

翌日、オリーツドからエクスカーションの最終地、ドゥプロブニクに着く。ここは、ユーゴスラビアのカルスト地帯の南端部にあった。有名な古都の周辺の山地(山頂部)が、これほどまでに荒廃しているとは予想するこ

とまでできなかった。先に紹介した解説書によると、カルスト地帯は約五七〇万ha、国土の四分の一にあたり、その半分近く二五〇万haは、農耕地でも森林でもない不毛な岩石地であるという。カ

ルスト地帯はディナラ山地で二つに分けられ、内陸地域は降水量が多く季節による偏りも少ないが、アドリア海沿岸地域では年平均降水量が七〇〇〜一、〇〇〇mmで、しかも冬期に降雨が多く(約六〇%)、夏期の四月〜九月が乾期になるという(地中海気候)。この気象条件の影響で、ドゥプロブニク周辺の山麓の森林では、アレボマツ(Pinus halepensis)

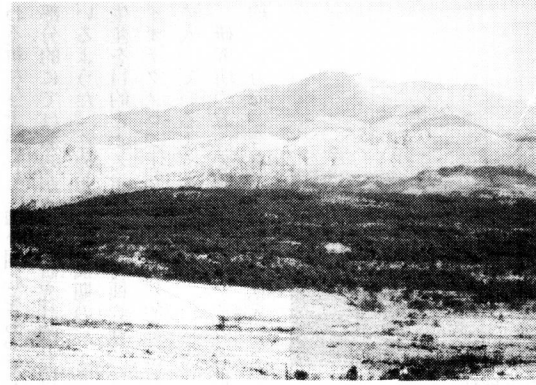


写真3 ドゥプロブニクの裏山から内陸をみて

の混生する常緑のカシ類、低木類が見られたが、内陸へ入ると落葉のカシ類(Quercus pubescens等)、さらにブナ類(Fagus sylvatica等)が見られるという。



写真4 ドゥプロブニク裏山からアドリア海をみて(手前山頂部斜面は火災跡地)

昼夜以上も燃え続けているのが見られた。古都の裏山へ登ってみると、無残な焼跡が一面に広がっていた。この地域では、いまでも森林火災が植生破壊の大きな要因になっているように思われた。

カルスト地帯での造林は、すでに中世以来の長い歴史をもつようだが、急速に造林が進められるようになったのは、第二次大戦以降であるという。地域によって異なるとしても、乾燥地域に適応する樹種を選ぶことと、植栽方法および保護管理の工夫(とくに森林火災に対する対策)をすることが、カルスト地帯での造林を成功させる基本になるようだが、同行して案内をしてくれたユーゴスラビアの若い研究者は、夏期に降雨の少ないこの地域での造林が、いかにむずかしいものであるか熱心に話してくれた。ひたむきな気持が伝わってくるその話しを、いまでも忘れることができない。その気持は、この国に住まなければわからないことかもしれないが、森林がこの地域の人々の生活そのものに、いかに重要な役割をもっているのか、理解することにつぎるのではないかと思われた。

(林野庁林業試験場・遺伝育種科長)

緑の切手

木材の輸送(2)
トラック

今日、木材の輸送はトラック等の自動車によるものが、主力となっています。トラック運材を描く切手は、かなり多くの国々から発行されています。

その第一号は、写真①に示す旧英領ホンジュラスのもので、風物や動物を表す普通切手(十二種)の一種として発行されたものです。大型トレーラトラックへのクレインによる丸太の積み作業の様子がきちんと描かれています。

②はフィジーにおいて開発プロジェクト(四種)として、水田灌漑、道路建設等とともに進められている林業開発を周知するため発行されたものです。グラップル付クローラクレインによる大型丸太積載用ダンプへの積み込み作業の状

況がうまく表されています。

③はニカラグアの産物を外国へ宣伝する航空切手(一〇種)の一種です。バナナ、タバコ、砂糖等と並んで木材を表すものとして運材中のトラックが描かれています。④は旧仏領西アフリカの航空切手で、山元土場での集材・積み込み作業の熱気が伝わってくるような感じがする図案です。

これらのほか同様な切手が、カメルーン、リベリア、コンゴ、ケニア、パラグアイ、ラオス、フィランド等から発行されています。なおスウェーデンの工業と貿易のPR切手(六種、一九七〇)には、木材工業が含まれており、集材作業中のフォワーダが描かれています。フォワーダは北欧で開発された全輪駆動式のグラップルクレインを装着した載荷式集運材車で、多工程処理機のベースマシーンとなつていゝるものです。

(羽賀正雄)

① 旧英領ホンジュラス (ベリーズ) 普通切手 (1953)



② フィジー 開発プロジェクト (1973)



④ 旧仏領西アフリカ 航空切手 (1954)



③ ニカラグア 産物の宣伝 (1969)

木林と人

ボルネオ鉄木の利用

—— シラップ・ウリン ——

わた なべ ひろ ゆき
渡 辺 弘 之

ボルネオの南半分、インドネシア領・南カリマンタンのバンジュールマシンを流れるバリト河の支流マルタブラ川の両岸には、大きな木造の家屋、そこから張り出した船着場が並び、そこに、さまざまなかたちの小船がつながれている。東南アジアのあちこちでみられる水運に頼ってきた町並みの、ありふれた光景である。

ところが、橋の上からながめていて、一瞬、どこか違うことに気づいた。「そうか!」、気づいたのは、町全体が何か暗いことだった。

両岸の木造の家屋、船着場、どこにも、ベンキが塗ってないのである。水がつき腐りやすい船着場、普通なら、まず白やブルーなどに、カラフルなペンキで化粧されているはずなのに、ここでは、それがほとんどなかった。

ホテルに入って、上からながめてみたら、どの建物も屋根まで、まっ黒である。よくみると、屋根は六角形・亀の甲状に、薄板できれいにふかれている。話に聞いていたシラップ・ウリン（ウリンのこけら板）ぶきの屋根である。

ウリンとはカリマンタンでのボルネオテツボク（鉄木）の呼び名、北側のマレーシア領サバ・サラワクではブリアン（ピリアン）と呼ばれている。スマトラ・ボルネオの低地多雨林にのみ生育するクスノキ科の樹木で、名の通り、その材が鉄のように硬いことで知られている。大きなものでは、樹高四〇メートル、直径一・二メートルに達するといわれるが、板根はつかない。葉も長さ二〇センチ、幅六センチの革質の大きなものであるが、むしっても、クスノキ科特有の芳香はなかった。材は新鮮なうちは濃赤褐色であるが、次第に黒ずんでくる。しかし、耐久性・耐虫性は抜群で、そのため、先の船着場はもろろん、大は建物から、小はすりこぎ・乳鉢まで、さまざまなものに使われている。硬く重いものの、耐久性にすぐれていることから、カヌーにまで使われるそうだが、さすがに、かい（種）には使わない。比重が一・一五にも達し、落したら沈んでしまうからである。

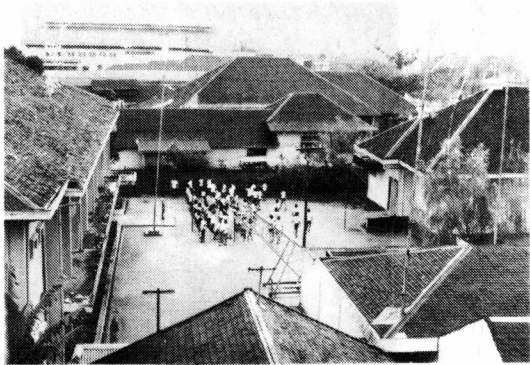
その硬いウリンの材も縦方向には簡単に裂くことができる。薄く裂いたものが、先の屋根ふきのこけら板、シラップ・ウリンである。雨の多いこの地方であるが、耐久性の大きいことから、建物の屋根ふきに広く使われ、この地方の建物の特徴づけるものになっている。バンジュールマシンの町並みは、ウリンででき

ているといってもいい。それだけに、このウリンが、この地方にのみ分布し、そのすぐれた特性によって、人々とのかわりの深かったことを示すものであろう。カリマンタンはメランティと呼ばれるフタバガキ科樹木の郷土ではあるが、ローカルにはウリンの方が、ずっと有用な樹木なのである。

ボルネオテツボクは、このシラップ・ウリンのことで一般には知られているのだが、植物学的には、双子葉植物の中で、この樹木の種子（タネ）が一番大きいことで知られている。果実は長さ一五センチ、幅七センチくらいの依形のものだが、その中には、たった一つの種子しか入っていない。果皮は厚いといっても、種子の大きさが一〇センチにもなるのである。果実の大きいものには、ジャックフルーツ、パイヤ、スイカなど、いくつもあるが、その中に入っている種子はいずれも小さなものだ。単子葉植物には、ヤシの仲間など、巨大な種子をつけるものがあるが、双子葉植物では、このボルネオテツボクの種子が最大らしいのである。

東南アジアは多様である。それぞれの地域ごとに、その自然・森林との深いかわりあいを反映する光景がみいだされる。

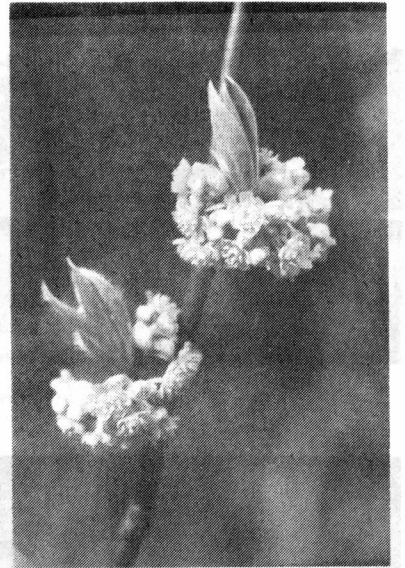
（京都大学農学部助教授）



シラップ・ウリンでふかれた屋根



ボルネオ鉄木（ウリン）の実



花木散歩

クロモジ

お 雄
よし 義
ばやし 林
こ 小

(元林野庁林試浅川実験林樹木研究室長)

冬枯れていた木立ちにも若芽がほころび始めるとまもなく、クスノキ科のクロモジやダンコウバイ、アブラチャンなどの淡緑黄色の花が枝先に開いてくる。花は小さくて地味だが、数個集まって枝についているから目につきやすい。落葉低木のクロモジは古くから楊枝に使われているから、名前を知っている人は多い。クロモジは雌雄異株なので、雌株は球形の液果をつけ、黒く熟してくる。しかし、雌花は雄花より小さいので花のときは見劣り

する。本州、四国、九州から中国の山地に広く分布しているクロモジのほかにこの仲間は、本州の近畿以西、四国、九州の暖帯地方に分布するケクロモジがある。この種類は葉の両面に遅くまで毛を密生するので見分けられる。また関東以北、北海道には葉の長さが八〜十二cmで大きくなるオオバクロモジがある。クロモジの枝にはリナロール、ゲラニオール、テルピネオールなどの精油を含んでいるから、枝を折ると香気を放ち、枝葉からは

クロモジ油をとり香料にする。枝を束ねてクロモジ垣に使ったりするが、山草や山の木を庭に植えて野趣を楽しむ人々にとってクロモジは、花を身近にながめるばかりでなく、小枝で手製の楊枝を作り、その香りを楽しむこともできる。クロモジに関係の深い楊枝は、古く仏教とともにインドから中国をへて、日本に伝わったといわれている。源順の『倭名類聚鈔』(九三二〜九三八)に楊枝の名がのっており、

平安時代にはすでに歯を掃除する道具として、貴族や僧侶が用いていたらしい。それは楊枝を使うと病気がなるとか、口の腫れや痛みを消すなどと信じられていたからであるといふ。

中国では楊枝を作るのにポプラの枝を使っ

たので楊枝という字になったといわれている。

小野蘭山の『重修本草綱目啓蒙』(一八〇

三)に「楊柳二字共ニヤナギト訓ズ 柳ハ枝

ノ下垂スルヲ云、楊ハ下垂セザルヲ云」とあ

る。

ところで、『倭名類聚鈔』も澡浴具の中に

楊枝の名をのせているように、昔の楊枝は現

在の歯ブラシのように使うもので、日本では

クロモジの材を皮を残して、長さ十二・一〜

一八・二cmぐらいの箸のように作り、先端を

砕いてふさのようにしたものを総(房)楊枝

として用いた。このような歴史の名残りであ

ろうか、近年まで歯ブラシのことを「ようじ」

と呼んでいた。現在の小楊枝、つまり妻楊枝

(爪楊枝)はこの楊枝から江戸時代に分化してきたものである。料理屋で「クロモジを頼む」といえば楊枝が欲しいとの催促であるが、黄緑色で黒斑のある枝を皮付きのまま用いたものは、今でも茶菓子などに添えるやや平らな形の平楊枝に使われている。

クロモジの語源については、『牧野新日本

植物図鑑』に「おそらく黒文字の意味で、樹

皮上の黒色の斑点を文字になぞらえたものだ

ろう」とある。たしかに樹皮の雲紋は目につ

くが、いま一つものたりない。『和訓栞』(一

七七七から百余年)には、クロモジについて

「樹色黒く葉茂れり、実も黒し、油に絞る。

北地のがんじきの輪にも是を用ふ、よって名

とす。延喜式卯杖などに謂ふ所の黒木にや」

とある。この黒木を使って作った楊枝を黒楊

子と称しているが、深津正先生はクロモジの

名の由来をこの黒楊子に求めている。昔、宮

中などに仕えた女房たちが女房詞である「も

じ」をその語の一部に付け、黒楊子のことを

黒もじと呼んだのが、木の名になったと説明している。

クロモジを使った手作りの楊枝といえは、千葉県の雨城楊枝の名が知られている。江戸時代に武士の内職として作られていたもので、久留里城の別名をとって雨城楊枝と呼ばれて

いる。現在は君津市青柳の森光慶さんがその伝統をついでおられる。江戸期には実用的な普通の妻楊枝を中心としていたが、維新後は装飾的な要素を加える工夫もされ、明治の末

に先代の安蔵さんは東京の小間物屋の帯留の図案にヒントを得て細工楊枝を作りはじめた。今も雨城楊枝には、房楊枝、平楊枝、妻楊枝のほか、人気役者などの定紋を印した紋楊

枝、細工楊枝、のし楊枝などが作られている。

楊枝にはクロモジのほかポプラ類、カン

ボク、コンアブラなども使われているが、こ

のころは、妻楊枝にも少し丈夫なものが好ま

れ、北海道の北見・旭川方面のカバ類を使っ

たものが多い。

山村歳時記

神を送る

須藤 功
(民俗研究家)

二月は雪国の祭りの季節、「雪まつり」、「冬まつり」の名のつく行事があちこちにある。どれも観光客を呼ぶのを目的にしているが、実際にはそこに住む人々が一番楽しんでるように思われる。たぶんそれはそれでいいのだろう。

大掛りなものでは札幌の雪まつり。雪像の一つ一つが大きく、しかも緻密に造られているのには感心せざるを得ない。夜になって明かりに浮かびあがる雪像も美しい。そんな雪像を眺めながら会場を一巡すると、体はさすがにポカポカする。でもちょっと立止まったりすると、すぐ足の下から冷えてくる。そんなときやはり北国だなと思う。

雪国の冬の祭りには、やる方も見る方もそうした寒さを吹き飛ばそうとするもの、たとえば町中あげての綱引といったものもある。でもそんなことには背を向けて、こたつにはいついていた方がいいという人もいる。昔な

ら囲炉裏にへばりついていた方がいいという人だったろう。いうならば怠者。そんな怠者の脛には囲炉裏の火による火斑ができた。それを秋田県では「ナモミ」といった。

「ウォー ウォー」
「泣く子はイネガー」

よく知られた男鹿半島(秋田県)のナマハゲは、そうやって家にはいつてきて子供達を震え上がらせる。いや、震え上がらせたというべきか。いまはどの子もナマハゲの正体を知っている。鬼の面を誰がつけているのかもわかってる。

それはともかくこのナマハゲは、ナモミをハゲ、すなわち怠者の火斑をはいでこらしめるところから出たといわれる。

ナマハゲの行事は男鹿半島とはかぎらず、同じ秋田県内の各地にある。祭日も男鹿半島では大晦日だが、他では小正月にするところ

が多い。二月には、十三日〜十五日の真山柴燈祭がある。ナマハゲを中心にした観光用の祭りで、同じようにおそろしい鬼の面をつけていても、そこで見るナマハゲはどこかしら愛嬌がある。

その柴燈祭の行われる真山は、男鹿半島の西部に本山と並んでそびえている。伝説によると、昔、漢の武帝が五鬼を連れて渡来したのはその本山だったという。五鬼は武帝によく仕えたが、小正月には解放されて何をしてもよいと許された。それでハマハゲも家々をまわるようになったという。また、ナマハゲは三組にわかれ、一番は本山から、二番は太平山から、三番は八郎瀧を渡ってやって来るという。

三組のそれぞれの場所ははるかに遠いところではないが、でも子供達には、いや大人にも異様な姿の鬼は、遠い国からやって来るといふ幻想を抱かせるのに十分だったに違いない。

い。またそれは見えるはずのない神そのものと見たかもしれない。姿は異様でも、怠者をこらしめる底知れぬ力に神を感じたであろうことは頷けるのではないかと思う。

* *
一定の時節に訪れ来る神、その例は全国のあちこちにある。

能登半島(石川県)のアマメハギは節分の日に家々をまわる。「アマメ」は「ナモミ」と同じで火斑をいう。



西浦田菜のしずめ

アマメハギの行事は以前は若者達がやってきた。今は子供達が自分で作った紙製の鬼面を着け、小さな手桶や木製の包丁を持って、「アマメー アマメー」といいながら家々をまわる。男鹿半島のナマハゲの子供版、同じようにアマメをハゲのだから、子供がやるだけであつたと同じものといっている。

の田菜」は、今もなお旧暦正月十八日の祭日を守っている。その田菜は大きく八地能Vと八はね能Vとなり、地能には古風な神事と芸能が残されている。祭場に神を迎え、豊作を願う芸能を一夜かかって演ずるもので、最後は八しずめVでしめくられる。一口にいうと、祭場に迎えた神を強引に送り返すという感じのもので、祭場は言葉ではいい表せないような厳肅な空気につつまれる。

まず祭場をきれいに掃き清め、それから下の道に向って大声で「通るなよ」と声をかける。神事が始まってから通ると、その人は死ぬというのである。

日本人の神に対する考え方の中には、訪れた神あるいは迎えた神がそこにどまると、やがて悪い神になるというのがある。たとえは盆に精霊送りをきちんとやるのは、それをやらないと、祖霊(神)は嵐となって田畑を荒すという考えが大きくはたらいっている。盆の後に多い台風をその仕業として、精霊送りをやらないと気がおさまらないように日本人の心は組み立てられている。

遠江(静岡県)の山村に伝わる通称「西浦

そうして準備を調べたところに、しずめの面をつけた者がはいつて来て祭場に敷かれた筵の上に座わる。それから、そのしずめに相対した者が、「…さっさと帰れ」と語気も荒く申しつける。それに対してしずめは、面の口から白い息を吐きながら、ただ「ウォー」という。それは強引に送り返される神のうめきのようなものである。また、神の威厳を示す声のようでもある。しずめはそうして神を送り、また生活を、平常の日々にもどすという儀式なのである。

山里紀行

Ⅱ 日本

〈第二回〉

私の中の山村のイメージ



たかし 節
(哲学者)

やま 山

うち 内

谷ぞいに集落が点在する。地名には大抵、沢か平が付く。野栗沢の何さん、砥根平の某氏というように。平とは多少とも平坦な場所をさす言葉である。人口は二千ちよっと、水田は一枚もなく、平坦な畑さえまれにしか見ない。冬になれば山に挟まれて一日四、五時間しか陽がささず、三反も畑を持っていれば大百姓の仲間に入る。

東京に生まれた私には、つねに「田舎」をもたないことに対するコンプレックスがあった。子供の頃、友人たちが「田舎」のことを話しているのを耳にすると、私は「田舎」と

知らない異文化圏のような気がした。おそらく私が山村をよく歩くようになったのは、そんな自分の気持とどこかでつながっているのだろう。

この村を釣りのフィールドにしはじめた頃、私には何もかもが未知のものだった。宿の主人は実に多くの仕事をしていて、畑に出ていたかと思うと午後は旅館の仕事をしている。夕方には川に出て魚を釣り上げてくる。茸を栽培し枝打ちに山に入る。山の道や橋を修理し、時には村の役員の仕事をしている。村人が頻繁に現れ、行人商人が訪ねてくるとその自

いうこの独特の語感をもつ里のことを想像した。私にとって「田舎」とは釣りに行く源流の景色でしかなく、だがそれは彼らが語る「田舎」ではなかった。彼らの「田舎」とは、おじいさんやおばあさんや村人の暮しがあって、しかもその暮しと自分がどこかで結ばれているような所なのである。それは私の未だ

いまから十年ぐらい前、私ははじめての本を書き上げると、群馬県の最南端の村、上野村に釣りに出かけた。上野村は一昨年、日航機が墜落してすっかり有名になってしまったが、その時ニュースで墜落現場が「前人未到の原生林」(?)と紹介されたほどに山深い寒村である。深いV字谷の底に神流川が流れ、

泊まって、その年私は毎日のように岩魚と山女を追いかけていた。結局このときは、一月間投宿することになった。

動車のまわりは、たちまち村のおばさんたちの社交の場と化す。

山村なら当り前のことばかりなのである。

しかしその当り前のことが東京にはなかった。山村では一人の人が数多くの仕事をこなし、その仕事と生活と村の仕組みが、直接的な関係をもっている。

どこかで嫌いつづけてきた。だがこのような私の感覚は、多くの人々から批判されてきたことも事実である。そんなものは都市の人間の勝手な想い入れでしかなく、現実の山村は何よりも山村経済の困窮という事実によって疲労しつくしている。

当時の私にとって山村のイメージとは、人と自然が直接的に結ばれ、人と人とが直接的に結ばれているような社会であった。そして

型的生活に主導されながら発達してきた。そしてこの視点からみるかぎり、山村は後進地域である。だが本当にそうなのであろうか。

たつたそれだけの理由で、私にとって山村は東京とは異なる異文化の支配する里だったのである。あるいはそれが、子供の頃友人たちが発する「田舎」という言葉に対していだいてきたイメージでもあった。

確かに戦後の日本は、都市型の経済と都市型の生活に主導されながら発達してきた。そしてこの視点からみるかぎり、山村は後進地域である。だが本当にそうなのであろうか。

これまで私は山村を、東京などの都市の文化圏とは異なる別の文化圏としてみてきた。そして仕事と生活が分離し、自然と人間が直

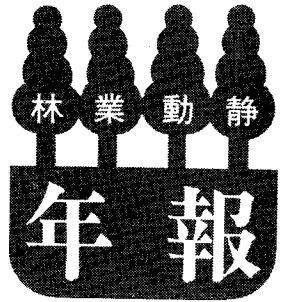
結ばれながら、仕事を自分自身の手でつくりだしていこうとすれば、都市ほど不便なところはないのである。

人間として生きるしかない都市の文化圏を、

十年前、浜平の鉱泉宿に長期滞在していたとき、釣りから帰ると私は宿の主人の後をつ

いて歩いた。一緒に山に入り、畑に出てその仕事ぶりをみていた。実際宿の主人は、どこからでも仕事をつくりだした。山から降りて来るとき、彼の背にはシノブや岩茸が背負われていて、彼が歩いていくと山道はあつという間に修理された。人間のすべての行為が仕事となって価値を生みだしていく、私はそこに私の知らなかった人間の文化をみていた。

山村を守ることは、何よりもこの文化としての人間の暮しを守ることだと私は思っている。日本のなかには、いくつもの文化圏がある。日本は折りなす社会として日本がつくられていていいはずだ。そのいくつもの文化圏が重層的に折りなす社会として日本がつくられていていいはずなのだ。そして多様な文化圏を守っていくために、必要な経済政策を遂行するという発想があってもよいのではないか。いま都市経済がゆきづまりつつあるなかで、私たちは山村の人間文化の貴重さに気付かなければならないときに来ているのである。



森林保全編

治山充実への胎動

なかのひでりの
中野秀章

昨年も治山関係災害は実に四五都道府県にわたって発生し、総計林地荒廃四、二四八カ所、五二九億円強、治山施設の被災一五五カ所、七〇億円強に達した。その原因は台風・梅雨前線による豪雨となだれで、台風一〇号による災害がとくに著しかった。

昭和六十一年八月四日東海地方に向けて近づいてきた台風一〇号はその夜静岡県沖で温帯低気圧に変わり、暴風域はなくなったが、北側に広大な豪雨域を伴って同県沿岸部に達して以降東海から東北地方へ向うコースをとって三陸沖へぬけた。この間東海・関東から東北地方南部まで広域にわたって、ところによっては時雨量五〇mmを超す強度で一昼夜一五〇〜四〇〇mmもの大雨を降らせ、関東地方を中心に一六都県下の各地で四日夜から五日未明にかけて住居浸水・道路冠水や土砂崩壊など多大の災害をひき起こした。東京都区内で約四千戸

が浸水、栃木県茂木町で堤防欠壊により中心部全域が浸水するなど浸水家屋は約八万戸、全半壊一二〇戸にも達した。山崩れも栃木・宮城・福島・静岡・茨城各県下でおこり、死者一八名・行方不明者二名・負傷者六四名を出した。

これは例年になく遅れた梅雨明けに、平年なら北へ退いていくはずの冷たいオホーツク海高気圧がわが国東方の海上に大きく張り出していたとき、台風一〇号―低気圧の暖気が衝突して進路前面に分厚い雨雲が広がり、予想外の豪雨になったのである。また八月五日から六日にかけて茨城県下の一級河川小貝川の水位が急上昇し計画高水位を越して、ついに三カ所で堤防欠壊がおこり、石下町等の二、四一〇世帯が避難する水害をうけた。宮城県下でも一級河川吉田川の堤防が四カ所で欠壊し一、三〇〇戸に浸水、一、六〇〇haの水田が冠水した。阿武隈川でも同様に角田市で三、〇〇〇haの水田

が冠水した。

かねてから洪水時に浸水する想定氾濫地域は国土の一割にあたる三七、五〇〇ha、そこに住む人口は五、六〇〇万人といわれているが、これらの堤防欠壊水害は建設省をして、まづ主要都市河川の浸水予想区域図づくりに乗り出させることになり、また沿川地区の土地開発と組み合わせた幅数百mものスーパー堤防築設が発想されることとなり、さらに総合治水の推進に拍車がかかることとなった。

これより先、梅雨末期にも鹿児島・和歌山・長野・千葉その他各県で死者六名、行方不明者一四名の痛ましい土砂災害がおこり、また一月に新潟県能生町で大規模表層なだれが発生して一三名の尊い命を失ったのははじめとして雪害の多発した年でもあった。すなわち治山関係被害は北海道から福井県までの日本海側八県を主とし、他に一一県にも及び、林地荒廃一二三件、治山施設災害二三件、被害総額は約七七億円強にも達した。

結局昨年のこれら山地・河川災害はもろん雪害の主因は豪雨・豪雪によるが、土地利用の変化がこれを助長したとみられ、近年の例に洩れず犠牲者のほとんどをだした土砂災害の多くは、山脚部へ進出した居住地の先端で発生したのである。

このような今年、第六次治山事業五箇年計画の終了年とな

り、治山整備水準の向上のため、社会経済状況の変化に対応しながら緊急かつ計画的な推進を継続すべく、来る昭和六十二年度を初年度とする第七次五箇年計画の策定が進められた。しかしその投資規模の拡大確保には財政的にかなりきびしいものがあるとされている中で、昨年度見送りとなった水源税創設が今年に建設省の流水占用料と一本化され、改めて森林・河川緊急整備税の名称で創設が要求されることとなり、再び政府・国会関係・地方自治体議会関係はもろん世論の中で熱気に満ちた論議がさかんであり、水源林の整備等治山治水事業の充実への胎動とさえ感じられたのである。

第七次治山事業五箇年計画の策定

昭和五十七年度を初年度とする現行第六次計画は今昭和六十一年度をもって終了するが、その達成率は今日の財政事情の悪化等による公共事業の抑制を如実に反映して七四％にとどまるものと見込まれており、今日必須の国土の保全、山地災害防止等への治山事業の前進に憾みを残すこととなった。

過去第一・第二次計画はそれぞれ一八、一〇五％と計画を超えて、また第三・第四・第五次計画も九七、八七、九八％とほぼ計画どおりに実施されてきたのに対して初めてのことである。しかしこの間復旧治山・予防治山・地すべり防止等の諸事業が着実に実施された一方で、新たに昭和五十七年度

には重点保全地区総合治山事業、昭和五十八年度には土砂崩壊流出防止総合治山事業・水土保持機能強化総合モデル事業、昭和五十九年度には重要流域保安林総合整備事業、昭和六十年年度には山地災害危険地対策事業の各事業が創設され、経済社会の進展に伴う国土の開発・利用の著しい変化に対応した治山事業が実施され、その成果をあげてきた。しかし一方この五カ年、昭和五十七年の長崎災害、昭和五十八年の島根災害、昭和六十一年の鹿児島災害等激甚な山地災害の発生があり、土砂災害防止事業の充実はますます緊急のものとなってきた。

しかも治山事業の対象となる荒廃林地は第六次計画期で二、三六万haとされているが、その整備率は三割程度といい、またこれら荒廃林地も含めて生活圏の山脚への接近等から直接住宅等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地は一七三、〇〇〇カ所とされており、これらのうち治山事業が着手されたものは、これまた三割程度にすぎないという。

一方戦後生立した森林の多くが若齢期から土地保全に本格的効果をもたらすはずの林齢水準に近づきつつあるとき、その水準なりの効果を最高度に発揮できるよう強靱な根系網と林床植生を維持すべく適切な間伐等の保育がぜひ必要と考えられる。かくして森林土壌が充分に保全されるとき降水流出の平準化による理水機能も高度に期待できることとなり、

強化総合整備事業を創設して、森林の水資源かん養機能の一層の充実を図るとしている。

さらに都市化社会の進展に対応して第六次計画の生活環境保全整備事業・防災林造成事業を推進することとしている。ここで地域防災対策特別整備治山事業は人口の増加と経済社会の発展から土地開発が山脚に及んで各地で水土災害の感受性を高くしているとき、これらの地に局所豪雨の襲来により山崩れ・土石流・なだれ等が発生したとき、地域激甚型の災害の発生が多くなっている際、これを未然に防止する対策として創案されたものである。既調査済の山地災害危険地区の中から高い危険度の地区を特定し、山腹崩壊・土石流発生を防止すべく山腹・溪流安定のための土留工・ダム等の施設、崩壊防止機能の高い森林の整備を一体のものとして実施し、同様にしてなだれ発生防止のため柵工等の施設整備を実施する一方、災害に対する警戒・避難対策としての危険度判定・発生予知施設の整備を実施するというものである。補助率三分の二、一地域五カ年継続で一〇億円オーダーの規模が想定されている。

また水土保持機能強化総合整備事業は、一般に今後厳しさが予想される水需給の安定化が重視される一方で、多目的ダム等の上流の奥地水源地域の人工林で一般的な林業管理の困難さから林況悪化が表土層の不安定、したがって水保全機能

まさに水土保持の効果の最高度発揮が期待できるが、これを必要とする流域保全の保安林、同様にしてそれぞれの期待にたして機能低位とみられる局所防災林、あるいは生活環境保全林は第六次計画期に一五九万haとされており、うち整備に着手されたものは三九〇という。

右の現状から第六次にひきつづいて第七次計画を策定し、安全で快適な国土環境と安定した水資源の確保をはかることが必須と考えられ、最近計画案がまとめられ、目下林野庁は関係省庁との協議に入っている。

その基本方針は安全な国土基盤の形成、森林の水資源かん養機能の拡充・強化、森林による生活環境の保全・形成とされている。近年多発している山地土砂災害の防止のため荒廃地等の整備を積極的に進める、とくに山地災害危険地区対策及びなだれ防止対策については今後昭和七十五年度までに完備を目指している。なお近年は国土開発の進展から地域激甚型の災害が発生していることに着目して特定地域総体の安全性向上をはかるため、地域防災対策特別整備治山事業を創設するとしている。また洪水防止に加えて水需要の増大傾向に対処するため総合治水時代の中で森林の水資源かん養効果への期待も大きく、第六次計画の重要水源山地整備治山事業等を推進するほか、重要水源流域の人工林の荒廃林分の整備とその機能を補完する水土保持施設の整備を行う水土保持機能

の劣化をもたらしている場合があるため、水需給上とくに重要な流域を特定して、その中の人工林を対象とし受光伐・下木導入等により水土保持上望ましい複層林への誘導あるいはその造成、これを補全する埋設土留工・透水ダム工等の施設の整備を総合的に実施するというものである。補助率三分の二、一地区あたり四カ年継続、二億円オーダーの規模が想定されている。

第七次計画の投資規模は、第六次計画の一・三六倍にあたる二・三、九〇〇億円と計画されている。しかしすでに閣議決定されている他の各種五箇年計画事業がいずれも前期計画を下廻っているようで、治水計画の一・二六倍を上廻るこの計画だけに実現は簡単ではなからうが、近年最も人命被害にかかわっている土砂災害を対象とする事業だけに実現が切望されており、関係諸団体の強力な運動と世論の支持に大きく期待がかけられている。

森林・河川緊急整備税創設の要求

将来にわたって森林の水資源かん養機能を確保すべくその整備のための特別財源確保措置として、森林・河川緊急整備税の昭和六十二年創設が要求されている。これは昨年度同じ趣旨で要求されたが、結局今年度の再検討に見送られた農林水産省のいわゆる水源税を建設省の流水占用料と一本化したも

のであり、昨年度におけるさかんな議論の結果をうけて、以下述べるのとおり内容に多少の変更が加えられている（本誌No.一二三参照）。

課税対象は水道用水・工業用水・水力発電用水で、前二者の使用水量一㎡あたり二・五円、後者の発電電力量一kw時あたり〇・九円とするもので、昨年度寄せられた意見をうけて水道用水については世帯数の三分の一程度を対象として免税点を設け、また病院等公共的な水道用水や構造的な不況業種の工業用水には軽減措置を講ずるものとされている。そして農業用水については昨年度の水源地構想と同様、対象から外されている。これによる国民の税負担は水道用水で一世帯一月あたり約五〇円、工業用水では製造品出荷額に対する比率で約〇・〇一ないし〇・一％、水力発電用水では一世帯一月あたり約三五円と試算されている。そして税込総額は初年度五八五億円、平年度一、一七〇億円を見込み、一〇年間の時限措置とし、奥地水源林の整備、すなわち荒廃林地の復旧整備・水源林造成や複層林の造成・間伐等の保育に四、河川整備すなわち河川の改修・浄化等、ダム・流況調整河川等や砂防施設等の整備に六の比率であてるべく、それぞれ森林保全・治水の各特別会計に組み入れようとするものである。そして森林・河川整備の円滑化のため地方公共団体に一部を譲与すること、すなわち森林整備関係では二割を都道府県に、一割

を市町村に譲与することとしている。

かくして目下、中央・地方を通じて関係諸団体等により国会議員初め関係政府機関への陳情運動が熱烈に行われている。地方における賛否議論の動向を重要水源地帯の一つ、日本地帯といえども都市部と山村部とでは意見が異なり、まず前者の動きをみると十月現在で全国六五二市のうち反対しているのが一〇市といわれる中で長野県下にも二市があった。この二市議会では党派を越えて水は人間の生命の基本にかかわり、課税は好ましくないし、増税なき財政再建の建前に反して事実上の増税となるとして一般家庭・企業の税負担増の懸念から反対を議決した。これは厚生省が水道水は生活にとって欠かせないものでその値上げにつながる新税は反対とし、また通産省がわが国の基幹産業である用水企業に大きな負担を強い、国際競争力の減退をもたらし、企業収益に基づく法人税の確保を危うくするとして反対しているのと同軌である。これらに対して後者では地域市町村会の統一意志として、また各議会で創設を求める意見書を議決し、中央への陳情活動が開始され、しだいに積極的賛成自治体の数を増していった。近年のきびしい財政事情の下で森林及び河川の整備の立ち遅れが著しく、地元での水土災害の危険性を増すばかりでなく、これが将来の全域的な水資源確保にも不安をもちますと、治

山治水は水利用者だけのものではなく国の基礎的施策であり、基本的には一般財源で進めるべきだとの見解もあるが、財政難のもとでは特別措置での重点配分こそ緊急であり、確実な還元があるものとしての賛成である。

しかし十一月現在、全国的には水源県の群馬県ほか五府県重要河川上流の九九市町村が議会決議で、三三三町村が陳情運動によって実現を求めているが、中央での対立のはざまに置かれていまだ大半の地方自治体は態度を保留しており、年末ごろの各議会等で活発な議論を呼ぶものとみられている。しかし長野県下では前記の反対議決した市が関係諸団体からの議決見直し陳情をうけて二か月後には実質上反対を撤回し、実現を求めるとなる異例の議決を行ったのを初め、師走に入って県下一二一市町村中一〇三市町村がなんらかの形で賛成の態度を表明するに至った。

これらの論議の中で反対意見はほとんど税制面にあるが、今年初めて根本的に森林の機能そのものを否定し、これを理由に反対する用水工業関係団体の意見が新聞紙上にのった。すなわち水の利用者は森林が育成されることにより何ら利益をうけないばかりか、逆に森林に水を消費するマイナス機能があり、洪水防止についても洪水波の遅滞とピーク流量の低減は定性的に認められるもののその量的効果はきわめて小さく、したがってダムによる洪水調節が求められるのだとし、こ

の税は森林育成によって利用できる水が減るので、いわば被害者から税をとることとなり、まったく筋違いで不合理であるというのである。森林は蒸発散作用によって流出量を減少するが、それ以前に流出を平準化することによって利用しやすい平時流量の増強・維持に、水質保全とともに働くこと、季節的に偏りの著しい多雨地方の多いわが国ではこの働きこそが重要であり、かつ同じく流量の平準化を行うダムとの合理的な協調こそがぜひ必要で決して両者の単純な二者択一の問題でないこと、そしてもちろんごく少雨で流量のすべてを利用したいとする一部の特定地域については森林植生の蒸発散量を土砂流出を加速しない限りで、その抑制に役立つ整備を行うべきことも含めて森林の整備をはかり、河川施設の整備と併行することの重要性の国民的理解の深化が強く望まれる。

ともかく、これらの政策実現への熱意に満ちた動きは、第一次森林治水事業の中で近代的治山事業が開始されて以来七五年間の歴史の中で変貌著しい経済社会に対応しての治山の生れ変わりへの胎動を深く感じさせたが、しかし年暮に至って与党はこの目的税を税制面で問題ありとして見送り、実質的に昭和六十二年度予算編成の中で代替措置をとることとしており、またこれを機会に国民の治山治水への関心は一段と高揚しており、形を変えた胎動に引き継がれることとなった。

林材界時報

▼土壌改良資材に木炭が指定される
 昨年十一月二十六日、「地力増進法（昭和五十九年五月十八日法律第三十四号）」に基づく土壌改良資材として「木炭（植物性の殻の炭も含む）」を指定した。これには通常の木炭のほか樹皮炭、オガ炭、おがくず炭、やしらが炭も含まれており、水田、果樹園、ハウス園芸等の土壌改良資材として用いられることになる。これは近年、木炭が土壌改良資材として需要が増えていることから、石炭、コークス等別の物質の粉と識別が困難であることや、品質と密接な関係のある原料、孔隙量等を外観で判別することも困難であるため、土壌改良資材品質表示基準に基づいて包装又は容器に原料用途、施用方法、その他品質に関する事項を明確に表示することによって、今後更に需要が拡大することに対応した措置である。

林業退職金共済制度を充実

林業退職金共済制度は、林業に従事する期間雇用者の雇用主である中小企業の事業主が、「建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合」に掛金を積立、これを原資として林業に従事する期間雇用者が林業から離職するときは常用雇用者

となったとき等に退職金を支給する制度で、中小企業退職金共済法に基づいて、林業従事者（期間雇用者）の福祉対策の一環として、昭和五十七年一月に制度化されたものであり、現行は次のとおり。

- 一 加入できる事業主の要件
 常時雇用する従業員（社員、職員等）の数が三〇〇人以下又は資本金が一億円以下の林業を営む事業主
- 二 加入状況（昭和六十一年九月末）
 (1) 加入している事業主数 三千人
 (2) 加入している期間雇用者数 五万六千人

三 掛金（事業主負担）

一五〇円/日・枚（証紙一五枚を一月分とし、一八〇枚で一年分とする）

本制度が適用（一人親方が任意組合を組織し、その任意組合が共済契約を締結することにより加入）されることになり、その福祉の増進が図られることとなった。

▼昭和六十二年 林業・林産業関係 税制改正予定事項

林野庁は、昨年十二月二十五日、昭和六十二年度税制についての新設、改善予定等について次のように発表した。

- 一 新設・改善事項（林業関係）
 (一) 山林所得の概算経費控除制度について、その控除率を四〇％（現行三五％）に引き上げる（所得税）。
- (二) 立木については、相続税評価上の、標準伐期を一〇年延長する（相続税）。
- (三) 計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、利子税の割合を年四・二％（現行四・八％）に引き下げる（相続税）。
- (四) 法的規制がされている保安林の土地に対応する相続税額について、延納の利子税の割合を年四・八％とする特例を新設する（相続税）。
- (五) 相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる法人の範囲に、地方における緑化事業の推進を主たる

林材界時報

目的とする公益法人を加える（相続税）。

六 白色事業専従者控除

配偶者である事業専従者についての事業専従者控除を六〇万円（現行四十五万円）に引き上げる（所得税・住民税・個人事業税）。

（林産業関係）

（一）木材引取税を廃止する（売上税に吸収）。

（二）住宅取得促進税制について、控除期間を五年（現行三年）に延長する（所得税）。

（三）昭和六十二年一月一日以降に居住の用に供する場合について適用する。中小企業等基盤強化税制の創設

特定の中小企業及び流通・サービスの事業の基盤強化に資する特定の設備について、一定の要件のもとに、初年度一〇〇分の三〇の特例償却と取得価額の七〇の税額控除（当期の税額の二〇％を限度とする。）のいずれかを選択することができる措置を講ずる（所得税、法人税）。

（四）なお、リース資産についてはユーザーにつき前記に準じた措置を講ずる。法人税率を、昭和六十二年分から六十四年度の間に、次のとおり引き下げ

十四年度の間に、次のとおり引き下げ

る。なお、配当控除率は、廃止する。

区分	改正率		現行
	配当分	剰余金	
中小法人の普通株主	四〇％	四七・五％	四三・三％
中小法人の特別株主	三〇％	二八％	三二・二％
特別株主（公益法人）	一七・五％	二七・七％	二八％
特別株主（個人）	一七・五％	二七・七％	二八％

前記の法人税率の改正に伴い、法人の清算所得に対する法人税率及びみなし法人課税を選択した場合の税率についても所要の調整を行う（法人税）。

二 適用期限の延長等事項（林業関係）

（一）山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を、昭和六十四年まで二年延長する（所得税）。

（二）植林費の損金算入の特例について、損金算入割合を一〇〇分の二七から一〇〇分の二五に引き下げたうえ、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで二年延長する（法人税）。

（三）計画造林準備金について、積立限度額の計算の基礎となる加当たりの金額を三万円から二万円に引下げたうえ、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで二年延長する（法人税）。

納期限の特例措置の適用期間を、昭和六十四年度分まで二年度間延長する（住民税）。

（五）以上のほか、森林組合等の留保所得の特別控除の延長、登録免許税の税率の軽減の延長、入会林野整備により取得する土地の不動産取得税の減額措置の延長等を図る。

（林産業関係）

（一）石油代替エネルギー利用設備の特別償却率を一〇〇分の一八から一〇〇分の一四に引き下げる（所得税・法人税）。

（二）中小企業者等の機械の特別償却について、対象機械の取得限度額を一四〇万円から一六〇万円に引き上げたうえ、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで延長する（所得税・法人税）。

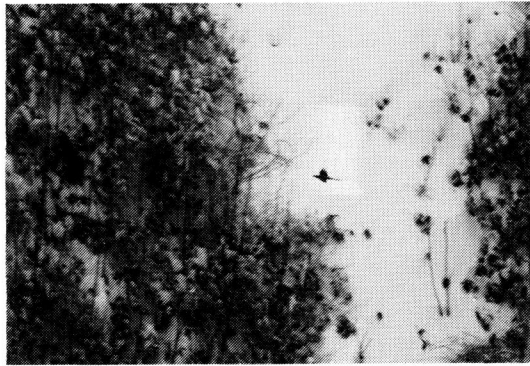
（三）中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却率を一〇〇分の二七から一〇〇分の二四に引き下げたうえ、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで二年延長する（所得税・法人税）。

（四）地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、三年間五分の四（現行四分の三）とし、その適用期限を、昭和六十四年三月三十一日まで延長する（固定資産税）。

【原点への目と耳】

ヤマドリ キジ科

Phasianus sommerringii TEMMINCK



キジの仲間では長い尾を持つものとして、わが国にはキジ、コウライキジ、ヤマドリの3種がいる。このうち、コウライキジは帰化種で、北海道と長崎県の島部に放鳥されているだけなので実際には2種しか住んでいないことになる。両種とも地上生活者で類似した食物と生息環境を要求するが、キジは平地の耕地から疎林帯に、ヤマドリは山間部から奥地にかけて生活している。従って、キジは穀物や昆虫を、ヤマドリは木の実や昆虫を主に食べている。また、ヤマドリは時として樹上にとまり、採餌することがある。尾羽根に顕著な横縞模様があり、飛翔時は特に目立つ。

キジと並んで格好の狩猟対象として、ハンターに狙われる。山間部の落葉広葉樹林帯に好んで生息する。巣は樹木の根元や土手の窪地に落葉や枯草を敷き、内部に羽毛等を敷いて7~8個の卵を産下する。

<写真説明> 飛翔中のヤマドリの雄(ヘリコプターから撮影)

(林野庁林業試験場保護部 鳥獣第二研究室長 農学博士 阿部 学)

〔表紙・扉〕題 字：川合 玉堂

〔表紙〕写真：撮影地 長野県馬籠村
提供 日本林業技術協会

木材の売上税非課税運動を

全国木材組合連合会ならびに全国木材産業政治連盟は、十二月九日、各都道府県の木材組合連合会長、木材産業政治連盟会長に、売上税における木材の非課税措置についての緊急要請行動の展開を依頼した。

十一月の木材荷動き

全国木材協同組合連合会は十二月十二日、十一月分の木材業景況調査結果を発表した。同月は前月同様建築需要を中心に実需もあり荷動きはよく、供給も比較的順調で価格に動きもみられ、売上げ増となった。

山林素地価格は前年に続き低下

日本不動産研究所は十二月十五日、六十一年三月の田畑価格、山林価格調査の結果を発表した。山林素地価格(一〇a当たり)の全国平均は用材林地八万四千円、薪炭林地五万五千円で、それぞれ三・二%、二・六%と前年より下落した。

森林・河川整備税創設せず

自由民主党税制調査会は十二月十九日、森林・河川緊急整備税を創設せず、それに代わる措置をとることを決めた。その中に利水者等から拠出を求めて基金を創設することなど、

できる限り具体化を図るといふ。

住宅の増改築着工の動向

日本木材備蓄機構は十二月十八日、住宅の増改築着工の動向を発表した。新設住宅着工が五十九年以降回復している中で、増改築着工に回復傾向はみえないが、小規模の増改築は統計に表れないことも原因である。

農林記者室の窓



災害関連事業に新規予算

林野庁は十二月二十五日、六十二年度予算の大蔵内示で公共事業の災害復旧に関して、災害関連緊急事業の創設が認められたと発表した。災害関連緊急治山の補助に十四億円、直轄治山等災害関連緊急費六億円である。

通常国会の提出予定法案

農林水産省は十二月三十日、第百八回国会

提出予定法案を発表した。提案予定は十法律案(検討中の二件を含む)で、うち林野に

関係するのは、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案、農林漁業信用基金法案、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(以上予算関連)、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案の五法案である。

住宅計画のある者二八%

総理府は一月五日、首都圏、近畿圏の住宅と宅地に関する世論調査の結果を発表した。これは家族二人以上の世帯主三千人が対象であり、将来の住宅計画のある者二七・九%、ない者六三・五%、不明八・六%であった。

田中長官今年初の記者会見

田中林野庁長官は一月九日、今年初の記者会見を行い、売上税は課税される分をどこに転嫁するかが今後の問題であり、また、緊急整備税が実現しなかったことは残念だが、税制や金融面、予算面で、ある程度地方の人たちに還元できるのではあるまいか。国有林は一般会計待望論が強くなっているが、我が身に正せるものがあれば正してからと語った。

昭和 62 年春季

第 34 回現地研修会のお知らせ

—天竜林業と静岡狩野林業—

1. 期 日 昭和 62 年 4 月 6 日(月)～4 月 9 日(木) 3 泊 4 日
2. 見学先 (予定)

静岡県林業試験場, 天竜プレカット協組, 天竜市森林組合,
 「天竜の家」の街並, ポケットパーク, スーパー林道, 秋葉
 神社上社, 瀬尻学術参考林, 竜山村森林組合, 月花山林,
 森町一の宮小国神社, 森町天宮神社,
 狩野林業(製材工場と山林)・徒歩数時間のコースあり。

3. 経費と
 申込先 参加希望の方は 2 月 20 日必着で, 下記口座へ郵便振替
 で 6 万円送金願います。これをもって申込とし, 手続不
 整者を除き定員で締切ります。

振替口座 東京 0-131374 日本の林業をよくする会

4. 定員 40 名 日程の詳細は, 申込者に 2 月末日までに送ります。
 なお, 旅行を途中で中止された方の残金は, 寄付させていただきます。

〒107 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 7 階 電話 03-587-2551

大日本山林会・日本の林業をよくする会 共催

大日本山林会創立百年記念出版

日本林業発達史

—農業恐慌・戦時統制期の過程—

大日本山林会編 A 5 判 本文 607 頁 頒価 6,000 円 (送料共)

選ばれた林業経営 昭和 60 年版 大日本山林会編 1400 円 (送料共)

第 24 回農林水産祭参加全国林業経営推奨行事 (主業的林業経営)

江戸東京 材木問屋組合正史	島田錦蔵 著	6000 円	〒350 円
流筏林業盛衰史	島田錦蔵 著	1200 円	〒250 円
磨丸太のすべて	岩水豊 著	4500 円	〒300 円
磨丸太の生産と流通	岩水豊 著	900 円	〒250 円
自立した中小林家の記録	大日本山林会編	1400 円	〒250 円
生まれ変わる林業地	大日本山林会編	700 円	〒250 円
日本老樹名木天然記念樹	帝国森林会編著	7500 円	〒実費
評伝土倉庄三郎 附録吉野林業全書	土倉祥子 著	1800 円	〒300 円
最新改訂版 森林家必携	本多静六 原著	2700 円	〒250 円
熱帯の有用樹種	熱帯林業協会編	6500 円	(送料共)
シカの生態とその管理	飯村武 著	2800 円	〒250 円

〒107 東京都港区赤坂一―九―一三 三会堂ビル

大日本山林会

電話〇三―五八七―二五五一
振替口座東京九―五七九二番